

平成28年 2 月 24日 開会

平成28年 3 月 23日 閉会

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
第1日（2月24日（水））	
議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
説明のための出席者	5
参考人として出席した者の職・氏名	6
職務のため出席した事務職員	6
開会・開議	7
議事日程について	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸報告	7
委員長報告	8
管理者提出議案の報告	10
管理者の挨拶	11
一般質問	13
議案第 1号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
議案第 2号及び議案第 3号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
議案第 4号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
議案第 5号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
議案第 6号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
議案第 14号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
議案第 15号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
議案第 17号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
日程の追加	43
追加日程第1 参考人の出席を求める件	43
議案第 7号の上程、説明、質疑、討論、採決	44

議案第 8 号から議案第 13 号及び議案第 16 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	48
議員提出議案の報告	62
議員提出議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
散 会	63

第 2 日（3 月 23 日（水））

議事日程	65
出席議員	66
欠席議員	66
説明のための出席者	66
参考人として出席した者の職・氏名	67
職務のため出席した事務職員	67
開 議	68
議事日程について	68
議席の指定	68
諸報告	69
発言の訂正	69
議案第 8 号から議案第 13 号及び議案第 16 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	69
閉 会	81

秩広組告示第4号

平成28年第1回(2月)秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年2月17日

秩父広域市町村圏組合
管理者 久喜邦康

1. 期 日 平成28年2月24日(水) 午前10時
2. 場 所 秩父クリーンセンター3階大会議室

平成28年2月24日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

(第1日)

平成28年2月24日午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 委員長報告
- 第 5 管理者提出議案の報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 議案第 1 号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 2 号及び議案第 3 号一括上程
 - 議案第 2 号 秩父広域市町村圏組合行政不服審査会条例
 - 議案第 3 号 秩父広域市町村圏組合行政不服審査法関係手数料条例
- 第 9 議案第 4 号 秩父広域市町村圏組合職員の退職管理に関する条例
- 第10 議案第 5 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第11 議案第 6 号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第14号 平成27年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3回)
- 第13 議案第15号 平成28年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算
- 第14 議案第17号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について
- 第15 議案第 7 号 秩父広域市町村圏組合水道事業の設置等に関する条例
- 第16 議案第8号から議案第13号及び議案第16号一括上程
 - 議案第 8 号 秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会条例
 - 議案第 9 号 秩父広域市町村圏組合水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例
 - 議案第10号 秩父広域市町村圏組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
 - 議案第11号 秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例
 - 議案第12号 秩父広域市町村圏組合行政財産の使用料に関する条例
 - 議案第13号 秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う関係条例の整備に関する条例
 - 議案第16号 平成28年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算

第17 議員提出議案の報告

第18 議員提出議案第1号 秩父広域市町村圏組合議会委員会条例の一部を改正する条例

(開会 午前10時01分)

出席議員 (16名)

1番	浅海	忠	議員	2番	大久保	進	議員
3番	木村	隆彦	議員	4番	落合	芳樹	議員
5番	山中	進	議員	6番	高野	宏	議員
7番	小櫃	市郎	議員	8番	荒船	功	議員
9番	内藤	純夫	議員	10番	大野	伸恵	議員
11番	大野	喜明	議員	12番	大澤	徑子	議員
13番	岩田	務	議員	14番	大島	瑠美子	議員
15番	神田	武	議員	16番	小菅	高信	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

久喜	邦康	管理者
福島	弘文	副管理者
富田	能成	理事
石木戸	道也	理事
大澤	夕キ江	理事
町田	靖夫	監査委員
森	真太郎	事務局長
梅澤	茂	消防長
町田	達彌	会計者
平沼	邦夫	事務局兼 事務局長 兼 会計課長
坂本	哲男	消防本部 兼 消防次長
赤岩	和彦	消防署長
吉岡	康明	専門員兼 指令課長
大澤	保夫	専門員兼 予防課長
富田	豊彦	管理課長

柳井戸	直樹	福祉保健課長
森下	今朝八郎	業務課長
野澤	好博	クリーンセンター長
今井	祐二	環境衛生センター長
小林	幸一	総務課長
山口	亮一	警防課長

参考人として出席した者の職・氏名

高橋	進	秩父市水道部長
高野	明生	秩父市道域広域準備室長
古屋敷	光芳	秩父市水道業務課長

職務のため出席した事務職員

富田	豊彦	書記長
千嶋	浩	書記

午前10時01分 開会

○開会・開議

議長（小菅高信議員） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第1回秩父広域市町村圏組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（小菅高信議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○会議録署名議員の指名

議長（小菅高信議員） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

6番 高野 宏 議員

7番 小櫃 市郎 議員

8番 荒船 功 議員

以上3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（小菅高信議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月23日までの29日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） ご異議なしと認めます。よって、会期は29日間と決定いたしました。

○諸報告

議長（小菅高信議員） 次に、諸報告を行います。

まず、管理者から指定専決に係る和解及び損害賠償の額の決定について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

（町田靖夫監査委員登壇）

町田靖夫監査委員 監査委員の町田でございます。それでは、例月出納検査の結果についてご説明いたします。

お手元に配付されております報告書は、平成27年10月から12月までのそれぞれの月末現在における出納検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、一般会計及び歳入歳出外現金ともに現金出納簿の各月末残高は検査資料と符合し、正確に処理されておりました。また、歳計現金等については、定期預金及び普通預金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切でありました。

なお、平成27年12月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は9億2,595万4,040円であることを確認いたしました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

議長（小菅高信議員） 以上で諸報告を終わります。

○委員長報告

議長（小菅高信議員） 次に、議会閉会中の審査事項として、水道広域化調査特別委員会に付託してあります水道事業広域化による共同処理に係る調査研究についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

落合水道広域化調査特別委員長。

（水道広域化調査特別委員会委員長 落合芳樹議員登壇）

水道広域化調査特別委員会委員長（落合芳樹議員） 4番、落合です。水道広域化調査特別委員長報告を行います。閉会中の継続審査として本委員会に付託されております水道事業の広域化による共同処理に係る調査研究につきまして、ご報告申し上げます。

本委員会は、11月定例会で委員長報告を行いました後の平成27年12月17日に第9回委員会と視察調査を開催いたしました。委員会につきましては、視察先の群馬県太田市へ向かうバスの中において開催いたしましたところですが、厚生労働省の認可申請と水道事業の設置に関する条例について及び11月17日以降の準備事務の進捗状況について水道広域化準備室より説明を受けました。1月17日に開催されました全員協議会でも説明がありましたが、厚生労働省への創設認可申請に必要な添付書類に議決証明が必要なことから、新設する秩父広域市町村圏組合水道事業設置条例について議会初日に即決をお願いしたいということでありました。また、秩父市の水道事業廃止条例につきましても、議決証明が必要とのことでありました。準備事務の進捗状況につきましては、国、県に対して各種申請を行ったことや、総合受付窓口の名称が決定したことなどの説明がありました。説明に対する質問では各町及び組合の水道事業廃止条例は必要ないのかという問いに対し、厚生労働省から認可を受けている場合に限ることから、秩父市のみで大丈夫と思うが再度確認を行い、報告いただくということでありましたが、1月17日の全員協議会の際に秩父市のみ必要との報告があり

ました。

続きまして、群馬東部地域3市5町の水道広域化についての視察調査でございますが、群馬東部地域も秩父広域と同じく平成28年4月1日に統合を行うことから、視察調査を行ったものであります。視察調査では群馬東部地域が水道事業広域化を進める理由について及び事業統合に向けたスケジュールと進捗状況について太田市上下水道課水道統合準備室より説明を受けました。説明では平成21年から広域化についてさまざまな検討が開始され、平成24年には統合に向けた研究会が設置されまして問題点や課題を洗い出した結果、施設の老朽化、収入減収、職員減少、経営規模の不安定化などが浮き彫りになり、関係団体が元気なうちに水道事業の統合を行うことが必要という結論になったとのことであります。その後、平成25年10月に統合協定調印がなされ、平成26年4月には統合準備室が設置され、統合に向けた準備事務を進めており、平成27年10月1日に群馬東部水道企業団の設立が許可され、平成28年4月の企業団による水道事業開始に向けた準備を進めているとのことであります。説明に対する質問では再構築事業はどのようなことを行うのかという質問に対し、都市間を結ぶ連絡管の整備や老朽化した施設や浄水場などを修理するもので、浄水場等の新設は行わないとのことであります。また、統合に対する反対意見はなかったのかという質問に対し、住民からそういった話はなく、議会でも広域化をしなければ水道事業がだめになってしまうという認識のもと反対は全くなかったとのことであります。

以上、委員長報告といたします。

議長（小菅高信議員） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

5番、山中議員。

5番（山中 進議員） 今メモをしていたら、平成21年から統合化の話があって、24年から協議会ができて、27年10月1日に企業団の設置があったと。協定が交わされたと。28年4月1日から、これから運用開始という話なのですけれども、そこでまた反対はなかったという話なのですけれども、この秩父市と比べてこれだけ長い間の協議を重ねてきたということに関して、これは特別委員会としてはどんな考えがあるのかと。

水道広域化調査特別委員会委員長（落合芳樹議員） 確かに視察に行ったとき、そのような先ほどのような説明があって、平成21年から広域化についての検討が開始されたということで、秩父地域より長いのですが、それについても特にこちらからの質問通してそんな長かったのかとか、そういう質問、議論はなかったと思います。

議長（小菅高信議員） よろしいですか。

5番（山中 進議員） はい。いいです。

議長（小菅高信議員） ほかに質疑をなさる方はございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 以上で委員長報告に対する質疑を終結いたしました。

○管理者提出議案の報告

議長（小菅高信議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、ご報告いたします。
書記に朗読いたさせます。

（千嶋 浩書記登壇）

千嶋 浩書記 ……（朗読） ……

秩広管発第572号

平成28年2月24日

秩父広域市町村圏組合議会

議長 小菅高信様

秩父広域市町村圏組合

管理者 久喜邦康

組合議会付議議案について

本議会に付議する議案を、次のとおり提出します。

記

- 議案第 1 号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 号 秩父広域市町村圏組合行政不服審査会条例
- 議案第 3 号 秩父広域市町村圏組合行政不服審査法関係手数料条例
- 議案第 4 号 秩父広域市町村圏組合職員の退職管理に関する条例
- 議案第 5 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第 6 号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 号 秩父広域市町村圏組合水道事業の設置等に関する条例
- 議案第 8 号 秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会条例
- 議案第 9 号 秩父広域市町村圏組合水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例
- 議案第 10 号 秩父広域市町村圏組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- 議案第 11 号 秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例
- 議案第 12 号 秩父広域市町村圏組合行政財産の使用料に関する条例
- 議案第 13 号 秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第 14 号 平成27年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）

議案第15号 平成28年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算

議案第16号 平成28年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算

議案第17号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について

議長（小菅高信議員） ただいま報告いたしました議案は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（小菅高信議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 広域議員の皆様、おはようございます。小菅議長のお許しをいただきましたので、一言管理者としてのご挨拶をさせていただきたいと存じます。

本日ここに秩父広域市町村圏組合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私とも大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございました。

組合の4大事業として進めてまいりました事業も残すところ新火葬場の完成を待つまでとなりました。この新火葬場建設工事は、近隣住民の皆様を初め、議員の皆様、そして理事の皆様のご理解とご協力のもと順調に進んでおるところでもございます。また、この後本年度の第3回補正予算でもこちらのほうから説明させていただきますが、秩父クリーンセンターの発電事業も、設備も順調に稼働しており、平成26年8月の稼働以来、本年1月までの18カ月間の発電実績ですが、これは運転日数516日間となります。516日間。発電電力量ですが、1,436万9,780キロワットアワーとなっております。このうち売電を含む送電電力量ですが、754万9,673。繰り返して申し上げます。754万9,673キロワットアワーで、発電による収入額ですが8,605万7,740円。もう一度申し上げます。8,605万7,740円となりました。これに施設内で使用する電力料金の削減額を加えた額、これを合わせますと、1億9,230万9,486円。繰り返して申し上げます。削減額を加えますと、1億9,230万9,486円となり、経費削減とか歳入財源合わせまして、約2億円近い成果があったということになります。あのときいろいろこちらのほうで判断させていただき、このような成果が得られたということはちょうどいいタイミングでありましたし、いい判断をしたと思いますし、また議会の皆様のご理解をいただいてこの推進してきた事業、議員の皆様にも感謝したいというふうに思います。

そして、いよいよ4月1日から今ご案内がございましたが、広域化した水道事業がスタートいたします。本定例会では水道事業関連の議案を8件提出させていただいてございます。慎重審議の上、全ての議案をご可決いただき、滞りなくスタートが切れますように議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

2月2日の日本経済新聞に香川県が全国で初めて県内市町村で2018年4月にも水道事業を一元化するとの記事が載っておりました。統合することで浄水場の数や人件費を絞って運営費を削減し、料金のはね上りを抑えるとのことでございます。記事には人口減少や設備の老朽化に対応し、自治体の水道事業を統合する動きが広がりそうとも書かれておりましたので、埼玉県で県内水道事業一元化の動きが出てときには、今回水道事業を統合したことが、これがベースとなって必ずやプラスになると、この記事を読んで改めて感じたところでもございます。先を秩父地域はいつているというところでもございます。

平成28年度は本組合にとってこの水道事業の広域化を皮切りに新火葬場が完成をします。つまり、今後50年、100年先までの礎の年になる、この平成28年度ということになります。ぜひ議員の皆様にも将来を見越した上でのいろいろな形でのご指導、ご協力をいただきたいと存じます。

それでは、本日執行部でご提案いたします議案の概要説明に入らせていただきます。今議案説明にございましたが、それに対して議案の内容報告もありましたが、それに対する私のほうの簡単な説明を加えてまいります。

まず、議案第1号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、埼玉県人事委員会の勧告に準じて給料表の改定等をするため条例の改正を行うものでございます。

議案第2号 秩父広域市町村圏組合行政不服審査会条例及び議案第3号 秩父広域市町村圏組合行政不服審査法関係手数料条例は、行政不服審査法の全部改正に伴い、必要な事項をそれぞれ定めるものでございます。

次に、議案第4号 秩父広域市町村圏組合職員の退職管理に関する条例は、地方公務員法の一部改正に伴い職員の退職管理に関し、必要な事項を定めたいもので、議案第5号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、同じく地方公務員法の改正に伴い関係する3つの条例の所要の改正をしたいものでございます。

次に、議案第6号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例は、対象火気設備等省令の一部改正に伴い、所要の改正をしたいものでございます。

議案第7号 秩父広域市町村圏組合水道事業の設置等に関する条例から議案第13号 秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う関係条例の整備に関する条例までの7議案につきましては、水道事業の経営に関する事務を共同処理するに当たり、必要な条例の制定及び所要の改正をしたいものでございます。

次に、議案第14号 平成27年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）でございます。これは、歳入では先ほど説明しましたが、クリーンセンターの売電収入増額を主体とした補正を行い、歳出では職員の給与改定に伴う人件費補正と事業費の確定に伴う所要の補正を行いたいもので、歳入歳出それぞれ2,097万7,000円を増額したいものでございます。

次に、議案第15号 平成28年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算でございます。平成28年度予算は、予算総額40億7,536万4,000円、前年度予算額に対しまして1億3,244万8,000円の増額。これは、率にいたしますと3.36%の増となっております。新火葬場建設工事が最終年度を迎えて、新火葬場関係経費11億2,986万3,000円、前年度と比較しますと7,819万1,000円の増額となっておりますが、このほか新火葬場の運営にかかわる経費を別に計上させていただいております。

次の議案第16号 平成28年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算でございます。4つの水道事業を統合した初めての予算となるもので、収益的収入及び支出の収入を31億5,358万円で、支出のほうを28億8,676万円、資本的収入及び支出の収入を17億4,856万1,000円、支出のほうを30億934万円を計上させていただきました。

議案第17号は、埼玉県市町村総合事務組合の規約変更等につきまして、関係地方公共団体の議会の議決が必要なため、地方自治法の規定により提案するものでございます。

以上が提出いたします議案の概要でございましたが、詳細につきましては、この後各担当からそれぞれのご説明を申し上げますので、十分ご審議の上、全てをご可決賜りますようお願いを申し上げます。

議員各位におかれましては、各市町の3月議会も控えておりました公務ご多忙の折とは存じますが、健康には十分にご留意いただき、ご健勝にてご活躍をご祈念を申し上げ、管理者としての挨拶とさせていただきます。では、2月定例会よろしく願いいたします。

○一般質問

議長（小菅高信議員） これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして、順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げますが、質問者においては、その内容を端的に述べられ、またこれに対する答弁も要点を簡明に述べられるように特にお願いしておきます。

それでは、発言を許します。

5番、山中進議員。

（5番 山中 進議員登壇）

5番（山中 進議員） おはようございます。5番、日本共産党、山中進です。つい先々日になりますけれども、先週のことですが、5野党党首会談が開かれて安保法制廃止と集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を共通の目標として確認され、国政選挙での選挙協力を行うことが確認されました。それを具体化するための協議開始が確認されたことは、野党は共闘を望む多くの国民の声に答え、極めて重要な合意、画期的な合意となったようであります。この合意は、日本国の憲法の平和主義、立憲主義、民主主義を取り戻していく上で大きな前進の一步となるものと期待して通告に従いまして水道事業広域化についてお伺いするものであります。

まず、大きな1の(1)、さきの7月議会でもお伺いした職員の処遇についてお伺いいたします。私は、秩父市に合併して合併した町村の職員と秩父市の職員の給料の差が余りにもあり過ぎて、やはりこの水道事業においても広域化された職員が一緒になるということは、同一労働、同一賃金の原則からして問題ではないかということをお伺いさせていただきます。

一番大きな問題は、やはり今述べたような大きな問題は賃金の問題ではないかと思えます。そのほか役職や給与手当、職員の処遇は今後どのような形態で行われるのか、また引き継がれるのか。当面の間、派遣でこの水道事業をやっていくということでもありますから、やはりその中には派遣ということであれば、入れかわりもあるわけです。そういったときのやはりこれがこの広域の職員となれば、やはり市に準ずるということは何ら問題はないわけですけれども、いまだに町と市の給料格差はあると思えます。そういうことがないように運営して行ってほしいということから質問するわけですけれども、7月議会の局長答弁では関係団体から運営上必要な人員を派遣すると言っております。これは、この前の配られた資料にも51人ということが載っておりました。そして、当面は派遣で対応していくという話でした。水道業務については、特に技術的な専門知識を持った職員が必要であることから、この広域組合としては職員を採用して育てていきながら、今後各市や町とも協議させていただきながら、この派遣職員を組合職員に転籍していただくことも検討してまいりたいと、本当にありがたい答弁をいただいているのです。そういうことからすると、やはりこうした同じ労働条件のもとで働いてもらうことが一番だと思えます。こうした問題は理事会でも話題になるほどの大きな問題だと、ことがあるといただいております。そして、職員の将来に向けての募集では安定した事業が行える体制の整備も急がれますが、急にはそういうことはできません。そういう中で派遣職員の給料や福利厚生について、広域の規定に基づく派遣元の給料表とこの組合の給料表が異ならないような対応が望まれますが、そして派遣職員の不利益が生じないようにしていただきたいと思うわけですが、答弁をお願いいたします。

もう一つ。これは、市には職員組合があります。各町にあるかは私わかりませんが、こうした広域統合する中での職員についての派遣についても、職員組合との協議がされているのか併せて答弁をお願いいたします。

次に、(2)及び(3)、これは共通いたしますので、併せてお伺いいたしますが、私の知る限りでは小鹿野町では白井差というところがありまして、そこは自分のところへホースを引いて使っているそうです。それから、秩父市では古池と大指の水道が、これはその地域で経営しているようなところもあります。そうした、いまだに市や町の給水設備が整備されない地域、これがどのぐらいあるか。これを聞いておきたいと思えます。また、古池、大指地域については県道が今改良しております。その改良に併せてこの古池、大指地域の水道、施設については計画すると。そういうお話を伺っておりますが、未給水地域の有無と今後の計画と整備についてお伺いしたいと思えます。壇上では以上です。

議長（小菅高信議員） 5番、山中議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 5番、山中議員の一般質問、1、水道事業の広域化について。まず、(1)の職員の処遇につきましてお答えいたします。

本年4月1日から組合で水道事業の経営に関する事務を開始するわけでございますけれども、本事務を行うに当たりましては、水道事業のあります秩父市、横瀬町、小鹿野町及び皆野・長瀬上下水道組合から職員を派遣していただくということで仕事を進めると。現在その派遣職員の調整を進めておるところでございます。派遣職員の給与につきましては、原則として本組合の条例等の関係規定に基づき支給するというようになっております。そのため派遣職員につきましては、派遣元での職責、職務に応じて派遣元で支給を受けております給料月額を基準にその職責と同等の職の級に格付を行い、給料の支給をしたいというふう存じます。

今お話がありました同一労働、同一賃金の原則ということでございますけれども、同じ職責、例えば課長であれば課長、もしくは同等の職に格付をいたしますので、同じ級ということであれば同一労働、同一賃金の大枠には入っていると考えてございます。しかしながら、給料月額が定める号給につきましては、同じ級の職員でも異なる場合がございますので、給料の差が生じるのはこれはやむを得ない事実でございます。この差につきましては、ご案内のように昇給ですとか、昇格、タイミングがそれぞれ異なっているというようなこともございます。当然派遣の職員も同じように、派遣元での職員の経験年数等による昇格等にも差がありますので、そういったことを受けますと、それら全て一律に合わせようということは非常に難しいということでございます。このため、派遣元の職務と支給を受けている給料月額を基準に格付、これは直近上位に格付けるわけでございますけれども、こういった方法が適切であるというふう考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと存じます。

なお、給与以外の休暇等を初めとする服務、福利厚生等につきましても、これは原則として当組合、広域組合の職員と同様の取り扱いをしてみたいということでございます。

いずれにしても、派遣職員に不利益が生じないようにすることが基本でございますので、また仕事に対しますモチベーションを高めるように努力をしてみたいというふう考えております。

それから、秩父市の水道職員労働組合との職員の処遇についての交渉、話し合い等はされたかというご質問でございますけれども、現時点では広域組合の水道職員労働組合ではございませんので話し合いは持っておりません。

続きまして、(2)の未給水地域の取り扱い、(3)の未給水地域の今後の取り組みについてでございますけれども、この数字がちょっと私今手元に資料持っておりませんのでちょっとお答えできな

いのですけれども、後ほどご回答ということによろしいでしょうか。

5番（山中 進議員） はい。

森 真太郎事務局長 ご案内と存じますけれども、この未給水地域の取り扱いにつきましては、平成27年3月に取りまとめいたしました秩父地域水道広域化基本計画により対応したいということをございまして、この広域化の基本計画では基本的な考えとして現在ある未給水地域を解消して、新たに水道給水区域に編入していく方針はないということをございます。しかしながら、今話ございました秩父市荒川の贄川地内の古池地区は未給水地域でございますけれども、現在地元の組合水道が給水をされておるということをございます。この地区につきましては、荒川村時代からの秩父市への引き継ぎ、懸案事項でございますので、広域化基本計画の中の主要な施設整備計画の一つとして位置づけまして水道の給水区域へ編入するべく計画されているところをございます。なお、他の4町につきましては、このような水道給水区域に編入する未給水地域はないというお話をいただいております。

それから、(3)の未給水地区への今後の取り組みについてでございますけれども、計画の給水区域外につきましては、住民の命に係る生活水のことをございますので、市町と連携を図りながら、必要に応じた応援ですとか、技術指導を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） 5番、山中議員。

5番（山中 進議員） 5番、山中です。答弁ありがとうございます。非常に明快にお答えいただきましてよくわかりました。しかしながら、やはりそういった中で級は同じだけれども、号が違くと必然的にこれは違くと。この給料表に出ていますので、それはよく理解はできるのですけれども、やはりベースは町と市のベースが違いますから、その辺はきちっとやっぱりそういった来ていただいて同じ仕事をやっている方たちには何らかの形で何かしてほしいと。そのモチベーションを上げるためにもそういったことはやはり必要だと思うし、一番いいのはそういった技術を持った人たちが一緒にこの広域の水道事業として来ていただくことが一番よろしいとは私も思うのです。しかし、そうはいつでも、やはり入った団体が違いますのでそこまではできません。やはりそうした形の中でのやる気のある、モチベーションの高まるような、こういう人事体系で臨んでほしいとお願いいたします。特にこれについて答弁を求めません。

それから、(3)なのですけれども、やはりきょうのこの議案の中にも給水地域などが載っていますけれども、やはり局長にこれを聞いても非常に酷な問題だと思うのです。例えば白井差の一件だけでもやっていないと、そういうのを積み残してしまったまんま、私はかねがね言っているのですけれども、広域化していいのかと。こういったそのライフライン、これは死に直結する問題についてやはりきちっと市や町で自前でやる、自前ということはないのですけれども、やっぱり自分のところできちっと責任を持って行うというのが私は基本だと思っておりますから、こういった質問

をさせていただきます。ぜひ、今後これからもやっぱり未給水地域、あるいは本当に届いていない、施設のないところがあるかと思います。そういうところをきちんと調査して、やはり早急にそういったところも施設をつくっていただきたいと。これを何のために広域化したかということも併せて考えていただければ、これは当然考えられるところだと思いますので、この辺についてちょっとやはり管理者には広い範囲なのですけれども、この辺についてはやっぱりきちっと未給水地域のなくなるようなそういう態度で臨むことが望まれますので、ありましたら答弁をお願いいたします。

議長（小菅高信議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 確かに今山中議員が言われるように未給水地域というのが大きな課題だというふうに思います。これは、今秩父市の水道という中の事業でもさまざまところで質問をいただいた件であり、私自身も本当心配していたり、またそこで伝染病とか、また大水で濁ったりとか、そういうところも本当常に心配を持っていたところでもございます。ただ、この広域化というふうなこともそうなのですが、広域化云々よりもとにかく自治体としてそれをきちんと解消していつてあげないといけないというふうなこと、そういう形ではないのかなと。そういうことが一番大切ではないのではないかなというふうに思います。そういう意味で心の隅にとめさせていただいて、何かのいろんな条件とか、例えば国からのその補助が来そうだとか、そういう情報は常にこちらのほうでいろいろ調べながら、必要があれば、そういうタイミングを見てそれを解消できるような方向で考えていきたいというふうに思いますので、そのようにご理解ください。

議長（小菅高信議員） 5番、山中進議員。

5番（山中 進議員） 5番、山中です。ありがとうございました。ぜひ心の隅ではなくて、やはり本当に給水されていないのですから、施設がないのですから。そういうところを積み残したまんま、やはり広域化というのが非常に問題があるということを指摘させておきます。そういった意味で、今後広域化する以上は、やはりみんなが安心して享受できる水道事業をやってほしいと思います。また、この問題については、先ほど出した厚生労働省の国からの補助金で10年計画、基本計画では50年でしたけれども、直近のこの10年計画、短期、中期、長期とこういった発生してくると思いますので、そのときはまた一般質問をさせていただきますして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（小菅高信議員） 5番、山中進議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小菅高信議員） これより議案審議に入ります。

議案第1号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

森 真太郎事務局長 それでは、議案第1号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。議案書第1ページをお開きください。

昨年8月6日に出されました人事院勧告、また10月19日に出されました埼玉県人事委員会の職員の給与等に関する報告、勧告及び意見で給料月額、ボーナスともに引き上げ改定の勧告が行われたところでございますが、本組合では埼玉県人事委員会勧告に準じて一般職職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改定するとともに、新たに単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当を規定したいため本条例の改正をお願いしたいものでございます。

改正の内容でございますけれども、字句の改正に加えまして勤勉手当の支給割合及び給料表の改正をいたしまして、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当を新たに加えたいものでございます。一般職職員の勤勉手当の支給割合につきましては、現在6月期、12月期合わせまして100分の150となっております。これを100分の10引き上げまして年100分の160に、また再任用職員の勤勉手当の支給割合につきましては、年100分の70となっておりますが、これを100分の5引き上げまして100の75としたいものでございます。また、勤勉手当につきましても、6級以上の職で55歳を超える職員は減額支給措置が適用されておりますが、この減じる額を得るために用いております割合を併せて改めたいものでございます。

給料表の改正につきましては、1級の初任給を2,500円引き上げ、若年層を中心に同程度の改正を行い、高齢層を1,100円の引き上げを基本に平均で0.4%の改定をしたいというものでございます。逐条でご説明いたしますと、まず第1条でただいま申し上げましたように、年間の勤勉手当、支給割合を引き上げるため、平成27年度の支給割合を12月期の勤勉手当で調整いたしまして一般職職員の勤勉手当の支給割合を100分の75から100分の85に、再任用職員の支給割合を100分の35から100分の40にしたいものでございます。また、減額の割合を12月に支給する場合には100分の1.125と100分の85にしたいものでございます。

次に、第2条で平成28年度以降の勤勉手当の支給割合を6月期、12月期とも同率の100分の80と100分の37.5に、減額の割合を100分の1.2と100分の80にしたいものでございます。昨年の県の勧告で単身赴任手当の引き上げ改定及び管理職員特別勤務手当の見直し改定があったわけでございますけれども、今後の検討課題ということで組合としては導入を見送っておりました。しかし、平成28年度から総務省消防庁へ消防職員1名を派遣することになったこと。また、今後水道事業へ県等からの職員派遣も考えられることから、単身赴任手当に関する規定を新たに設け、併せまして管理職員特別勤務手当に関する規定につきましても設けたいものでございます。単身赴任手当につきましては異動等に伴い、やむを得ない事情によりまして同居しておりました配偶者と別居することになった

職員が異動等の直前の住居から異動等により通勤することが困難と認められるもので、単身で生活する者に支給するものでございます。管理職員特別勤務手当は、5級以上の職員が臨時、または緊急、その他公務運営の必要により週休日、または休日等に勤務、もしくは災害への対処、その他臨時または緊急の必要により、午前零時から午前5時までの間の正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給するものでございます。単身赴任手当の支給額並びに管理職員特別勤務手当支給額につきましては、国、県と同額としたいと存じます。

なお、本条例は公布の日から施行いたしまして、第1条の規定による改正後の秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の規定は、平成27年4月1日から遡及適用いたしまして、第2条の規定は、平成28年4月1日から適用したいものでございます。

以上で議案第1号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小菅高信議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

1番、浅海議員。

1番（浅海 忠議員） 浅海でございます。今事務局長から説明があった中で単身赴任手当、これは説明の中でお聞きしたところによると、消防関係の職員に該当するような説明もあったのですが、そこで消防長のほうに消防関係で現在該当し得る職員が何名ぐらいいるのかとか、将来新年度から適用することですけれども、そうすると、その当てはまる人がどれぐらいになるかというのがもしわかりましたら、説明をいただきたいと思います。

議長（小菅高信議員） 消防長。

（梅澤 茂消防長登壇）

梅澤 茂消防長 1番、浅海議員さんの職員の該当人数ということでございますけれども、現在は、単身の支給該当者はおりません。

4月1日から総務省消防庁に派遣する職員、現在1名ということでございます。派遣期間は2年を予定しております。平成28年度、29年度の2カ年間で予定しております。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） ほかに質疑をなさる方はございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(小菅高信議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(小菅高信議員) 総員起立であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第2号及び議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(小菅高信議員) 次に、議案第2号と議案第3号を一括して議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

森 真太郎事務局長 議案第2号 秩父広域市町村圏組合行政不服審査会条例及び議案第3号 秩父広域市町村圏組合行政不服審査法関係手数料条例につきまして関連ございますので、併せてご説明申し上げます。

本条例は、行政不服審査法の全部改正に伴い、同法の規定により条例の整備が必要となりましたので、新たに制定したいものでございます。議案書の9ページをお開きください。

まず、秩父広域市町村圏組合行政不服審査会条例でございますが、行政不服審査法第81条で地方公共団体に執行機関の附属機関として行政不服審査法の規定により、その権限に属せられた事項を処理するための第三者機関を置くものとされております。同条第2項の規定により条例で定めるところにより、事件ごとに執行機関を置くこととすることができることから、本規定に基づき事件ごとに秩父広域市町村圏組合行政不服審査会を置くこととしたいものでございます。

第3条で審査会は委員は3人以内で組織することとし、第4条では委員の委嘱等につきましての規定をしてございます。

なお、行政不服審査会の設置に伴い、委員の報酬を規定しております。秩父広域市町村圏組合監査委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を本条例附則で行いまして、報酬の額を会長が日額6,700円、委員が日額6,100円としたいものでございます。

次に、議案書11ページをお開きください。秩父広域市町村圏組合行政不服審査法関係手数料条例でございますが、行政不服審査法第38条第6項で審査請求人に対し、写しを交付する場合の手数料

を定めることとされたことから、新たに制定したいものでございます。手数料の金額を12ページの別表にありますように、書面等を複写機により用紙に複写したものを交付、また電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付ごとに白黒1枚10円から1枚20円とするとともに、手数料の減免還付等についての規定をしたいものでございます。なお、両条例とも施行は、平成28年4月1日からとしたいと存じます。

以上で議案第2号、第3号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小菅高信議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

5番、山中議員。

5番（山中 進議員） 5番、山中です。この議案番号2なのですが、もともと行政不服審査会というか、条例であったと思う。行政不服申し立てについての審査のための会合があったと思うのですが、これを今度は会に改めて、改めて委員を委嘱するということなのですが、不服申し立てごとというよりも、条例でこれを定めて、その不服審査申し立てがあった場合には、この申し立てについて審査するというのでいいのですね。

議長（小菅高信議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 この不服審査会の設置でございますけれども、これは不服申し立てがあって、あったその事件ごとにこの条例に基づき設置したいと。通常は、不服申し立てがなければ設置されていない状態でございます。

議長（小菅高信議員） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案第2号、議案第3号に対する質疑を終結いたしました。

お諮りいたします。議題となっております2件の議案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することと決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第2号を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(小菅高信議員) 総員起立であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第3号を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(小菅高信議員) 総員起立であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

議長(小菅高信議員) 再開いたします。

○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(小菅高信議員) 次に、議案第4号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

森 真太郎事務局長 議案第4号 秩父広域市町村圏組合職員の退職管理に関する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書13ページをお開きください。この条例は、平成26年5月14日に交付されました地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律により、退職管理の規定が新たにされたことから、同規定に基づきまして職員の退職管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。本条例は、地方公務員法第38条の6の規定によりまして、地方公共団体の講ずる措置として再就職に関する情報把握を行うため、条例により管理または監督の地位の職員であった者につきましては、離職後2年間再就職に関する情報を届け出なければならないとすることを定めるものでございます。

なお、本条例の施行につきましては、平成28年4月1日としたいものでございます。

以上で議案第4号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小菅高信議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番、山中議員。

5番（山中 進議員） 5番、山中です。確認させていただきます。この前の全員協議会のときの説明では働きかけの規制というような言葉が出ておりました。それから、その職についていた者がやはり一般的な企業や、またその他の団体に天下りといっておかしいのですが、そういったときの、もし入った場合にはきちんとその就職についた先の勤務だとかそういったことをきちんと届け出るということでもいいのですか。

議長（小菅高信議員） 管理課長。

（富田豊彦管理課長登壇）

富田豊彦管理課長 今の山中議員のご質問でございますけれども、せんだって全員協議会のときにお話しさせていただいたのは、地方公務員法のほうの退職管理全般のお話をその中で書かせていただいております。具体的に今お話がありましたように、再就職の届け出、これについて地方公共団体の講ずる措置として規定しなさいということでございますので、この条例を提出させていただいたということで、今おっしゃったような形で再就職した情報をまず管理させていただくということになります。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） 3番、木村議員。

3番（木村隆彦議員） 3番、木村でございます。この関係で第2条の管理または監督の地位にある職員というふうなことになるのですが、具体的にはどのような職員が対象でしょうか。

それから、もう一点なのですが、これは情報漏えいと絡みというのはあるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（小菅高信議員） 管理課長。

（富田豊彦管理課長登壇）

富田豊彦管理課長 ただいまの木村議員のご質問でございますけれども、管理または監督の地位、これにつきましては5級職以上、いわゆる管理職になりますけれども、その職について対象というふうに考えたいというふうに思っております。

それから、情報漏えい、再就職の情報等ですけれども、個人情報になります。組合の場合は、個人情報保護条例等まだございませんが、今策定に向けて検察庁との協議も進めているところでございます。それらの条例規定に基づいて適正な管理に努めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（小菅高信議員） ほかに質疑ございますか。

(「なし」と言う人あり)

議長(小菅高信議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(小菅高信議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(小菅高信議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(小菅高信議員) 総員起立であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(小菅高信議員) 次に、議案第5号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

森 真太郎事務局長 議案第5号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書14ページをお開きください。この条例は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成26年5月14日に公布されたことから、本組合の関係する条例の所要の改正を行うものでございます。

まず、第1条の秩父市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正ですが、これは地方公務員法の一部改正に伴う条項ずれを改正するものでございます。

次に、第2条の秩父広域町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部改正ですが、これは同じく条項ずれ及び字句の改正を行うとともに、地方公務員法第25条第3項で定めることとされました等級別基準職務表を新たに規定するものでございます。この等級別基準職務表は、給料表の職務

の級に分類し、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容を定めるもので、同表に掲げます職務の級と同程度の職務については、規則で定めるものといたします。

次に、第3条の秩父広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正ですが、本改正も地方公務員法の改正に伴い、字句の改正を行うものでございます。

なお、本条例の施行につきましては、平成28年4月1日からとしたいものでございます。

以上で議案第5号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小菅高信議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小菅高信議員） 総員起立であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小菅高信議員） 次に、議案第6号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

（梅澤 茂消防長登壇）

梅澤 茂消防長 議案第6号の秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

国で定める対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の規定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が、平成27年11月13日に公布されました。当該省令は、施行後10年以上経過し、当初想定していなかった火気を使用する設備や器具が流通してきたことから、それらに対応するために規定の整備が図られたものでございます。これに伴い、秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正し、平成28年4月1日から施行したいものでございます。今回の改正は、火災予防条例別表第3の一部のみの改正でございます。別表第3とは可燃物と火気使用設備や器具との間における火災予防上、安全な距離をあらわしたものでございます。改正点は、主に3点ほどでございます。議案書の21ページをお開きください。

1点目は、左に示す厨房設備欄の中央にあるグリル付こんろという言葉の次に、グリドル付こんろを追加するものでございます。グリドル付こんろとは直火で加熱したプレートによって伝導熱で調理する機器のことでございます。いわゆる肉料理に使用するような機器でございます。なお、26ページの調理用器具欄においても同様の追加となります。

次に、27、28ページをお開きください。2点目は、左に示す電気調理用機器において、近年入力5.8キロワットの電磁誘導加熱式調理器、いわゆるIH調理器のことでございますが、多く流通することとなったため、最大入力値が5.8キロワット以下の電磁誘導加熱式調理器を追加することとなりました。さらに、電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器の3つの区分を1つにまとめ、電気調理用機器に改めるものでございます。

3点目は、別表内のドロップイン式こんろという表現を組込型こんろに改めるものでございます。表現は変わりますが、内容は変更ございません。

以上で議案第6号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小菅高信議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

5番、山中議員。

5番（山中 進議員） 済みません、ちょっとわからないことがあるのです。IH調理器なんか最近の建造物だとか、それから改装したときに大分入っているというのは聞いております。その中でやはり火災のおそれがあるということなのでしょうけれども、その辺の、もうちょっとIH調理器が普及してきただなんて、その辺も火災予防的な観点からもお願いしたいと思っております。

それから、ガスグリドル付こんろ、要するにこの中のあれだと思っておりますけれども、こうしたときに5.8キロワット以下のというのは、これはあれですか、例えばプロパンガスとか、都市ガスとかというところで、この容量というか、これは出ているのですか。その辺がちょっとわからないものですから聞きたいのですが。

議長（小菅高信議員） 消防長。

（梅澤 茂消防長登壇）

梅澤 茂消防長 5番、山中議員の質問についてお答えいたします。

まず、IH調理器の火災予防の観点ということでございますけれども、今現在IH調理器から火災の発生という情報は入ってございません。設置するときに、台所の不燃材料、または不燃以外によって離隔距離が定められております。

2点目のガスグリドル付ですけれども、これは気体燃料を使用するということで、主にはプロパンガス、都市ガス等々でございます。また、入力5.8キロワットというのは、以前この表に定められておりましたのは4.8キロワットまでということでございまして、この入力が5.8キロワットが最近非常に多く流通しているということでこの表に追加されたものでございます。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） ほかに質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小菅高信議員） 総員起立であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小菅高信議員） 次に、議案第14号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 議案第14号 平成27年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）につきましてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書1ページをお開きください。第1条にあるとおり、歳入歳出現計予算額40億8,229万円に歳入歳出それぞれ2,097万7,000円の増額補正を行い、補正後の予算額を41億326万7,000円としたいものでございます。

それでは、歳入歳出の補正の内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。お手元の資料、恐れ入ります8ページ、9ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、第1款分担金及び負担金、第6目特別負担金を7,000円増額し、補正後の額を7,816万7,000円としたいものでございます。これは、特別負担金の地方交付税算入分の額が確定したことによるものでございます。

第5款の財産収入、第1目物品売払収入を36万7,000円増額し、補正後の額を補正額と同額の36万7,000円としたいものでございます。これは、秩父クリーンセンターの機器類の整備に伴い、交換部品等のスクラップ材を売却したことによるものでございます。

第8款諸収入、第1目雑入を2,060万3,000円増額し、補正後の額を1億2,886万円としたいものでございます。これは、秩父環境衛生センターの有価物売却代が市況の値下がりに伴い、274万1,000円減額することになります。東京電力株式会社の福島原子力発電所事故に係る放射能測定費用の賠償額54万4,000円と秩父クリーンセンターの売電収入の増額分2,280万円の増額の入り繰りでございます。

なお、秩父クリーンセンターの売電収入につきましては、平成27年度の1年間で約6,800万円の歳入を見込んでおるところでございます。歳入合計で2,097万7,000円の増額補正になります。

次に、10、11ページをお開きください。歳出でございます。第2款総務費、第1目一般管理費につきましては48万4,000円を増額し、補正後の額を1億1,151万3,000円としたいものでございます。ただいま議案第1号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をご可決いただきましたが、給与改定に伴う給料職員手当等及び共済費の人件費に係るものでございます。なお、給与改定に伴う人件費の増額分はトータルで1,303万2,000円、1,303万2,000円のはね返りになりますけれども、職員数の変動等による減額分を差し引きまして、補正予算では841万9,000円が各費目を合計した人件費の補正額となるものでございます。

第3款の民生費、第1目介護認定審査会につきましては、給料、職員手当等及び共済費を合わせまして23万2,000円を増額しまして、補正後の額を5,535万6,000円としたいものでございます。第2目の自立支援審査会費は、職員手当等共済費合わせまして5万5,000円増額しまして、補正後の額を1,172万4,000円としたいものでございます。

第4款衛生費、第4目斎場費につきましては、337万1,000円増額し、補正後の額を11億6,597万7,000円としたいものでございます。これは、給料、職員手当等及び共済費の増額のほか、火葬場

の進入道路として利用しております市道中央79号線の改良工事の負担金としまして、負担金補助及び交付金を300万円増額したいものでございます。なお、市道中央79号線の改良工事は、秩父市で工事を進めていただいておりますけれども、擁壁部分の施工方法の変更ですとか、舗装の傷んでいる部分の延長ということで、市道の終点から火葬場の入り口までの舗装が大分傷んでおりますので、そういった部分の舗装も併せて実施していただけるということで秩父市のほうで1,500万円の増額補正をしていただきました。この工事費のうち20%を広域組合で負担するというこの取り決めがございますので、今回300万円の補正予算をお願いしたいというものでございます。

次に、第4款衛生費の第2目クリーンセンター費につきましては、2,358万5,000円減額しまして、補正後の額を5億3万3,000円としたいものでございます。これは、給料、職員手当等、共済費のほか需用費でございますけれども、焼却量の減少に伴いまして、薬品類の使用量が減ったことから、消耗品費を429万1,000円減額し、光熱水費は発電設備の稼働によりまして電気料の削減等に伴い、884万1,000円減額し、これらを合わせまして1,313万2,000円の減額となるものでございます。

なお、電気代でございますけれども、平成27年度1年間で秩父クリーンセンターで約1,700万円の支出を見込んでいる状況でございます。これを発電をしていなかった平成25年度と比較いたしますと、平成25年度は約8,000万円の電気代を支払っておりました。この差額が約6,300万円の経費の圧縮が図れているということでございまして、先ほど売電収入と合わせまして、1年間で約1億3,000万円ほどの経費の効果が上がっているということになるかと存じます。

次に、12、13ページをお開きいただきたいと思っております。委託料でございますけれども、処理量の減少に伴い、焼却灰及びばいじん等の資源化委託料が減りましたので、それぞれの委託料合わせて505万9,000円を減額し、その他定期点検整備業務委託料等が入札の結果、安価で契約できたことから、そういった減額分を合わせまして委託料を1,073万7,000円減額したいものでございます。

次に、第3目環境衛生センター費につきましては46万3,000円減額し、補正後の額を1億6,234万8,000円としたいものでございます。職員手当等及び共済費の増額のほか需用費の減額によるものでございます。

次に、第5款消防費、第1目常備消防費につきましては、1,124万6,000円減額し、補正後の額を13億6,860万2,000円としたいものでございます。これは、給料、職員手当等共済費のほか、旅費、需用費、委託料、工事請負費、備品購入費、負担金、補助及び交付金の補正をしたいものでございます。工事請負費でございますけれども、1,847万6,000円の減額となります。この主なものでございますけれども、消防署の小鹿野両神分署の庁舎解体工事、これを実施しなかったということが一番大きな要因でございます。小鹿野両神分署の庁舎につきましては、小鹿野町で使っていただくということで、小鹿野町に譲渡いたしましたので、解体工事が不要となったものでございます。また、備品購入費でございますけれども、144万1,000円の増額をしたいものでございます。これは、ちちぶ定住自立圏の事業として実施しております救急医療施設整備事業分に予算残が生じたことから、

この残額分でここに書いてございますような、救急隊員用の教育訓練資器材等を追加整備したいということから、この補正をお願いしたいものでございます。

次に、14、15ページをお開きください。第6款の公債費、第2目利子は、648万2,000円減額し、補正後の額を1,421万2,000円としたいものでございます。これは、低利で借り入れることができたことによるものでございます。

第8款予備費、第1目予備費につきましては、5,861万1,000円増額し、補正後の額を2億318万4,000円としたいものでございます。これにつきましては、翌年度の財源となるものでございます。歳出合計で歳入合計と同額の2,097万7,000円の増額補正となります。

以上で議案第14号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小菅高信議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） よろしいですか。

質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第14号の採決をいたしたいと思います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小菅高信議員） 総員起立であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小菅高信議員） 次に、議案第15号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

森 真太郎事務局長 議案第15号 平成28年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

本組合の共同処理する事務事業につきましては、市町単独でなかなか取り組むことができない大きな仕事を預かっておりますので、どうしてもその事業費がかさんでしまうこととなりますが、極力事業費の圧縮に心がけ、また負担の平準化を図るため中長期的な視点での事業実施に取り組んでいきたいというふうに思っております。平成28年度からは、水道事業も組合の一事務に加わりまして、組合の役割がますます重要となるわけでございますけれども、市町の負担金が主たる財源でございますので、本組合は市町の厳しい財政状況を十分に認識した運営に努めてまいりたいというふうに考えております。平成28年度予算編成方針では主要事業でございます新火葬場建設工事関連経費や人件費、公債費を除きまして、前年度予算額に対し1%削減を目標としまして予算を取りまとめたというところでございます。

それでは、お手元の予算書の3枚目をお開きいただきたいと存じます。平成28年度の秩父広域市町村圏組合の一般会計歳入歳出予算額一覧表でございます。ここに書いてありますとおり、平成28年度予算総額を40億7,536万4,000円、前年度予算額に対しまして1億3,244万8,000円の増額、率にいたしまして3.36%の増となります。この増額の主な要因につきましては、新火葬場の建設工事に係るものということになりますけれども、新火葬場建設工事、人件費、公債費を除いた額を前年度と比較いたしますと、1.23%の削減となるということで予算編成方針に掲げた目標は達成しているという内容でございます。申し上げましたように、広域行政が担う役割は大きいものがあると考えておりますので、今後とも構成市町のご理解、ご協力を得る中で、最少の経費で最大の効果があるよう組合の運営に努めてまいりたいと存じます。組合議会議員の皆さんにも引き続きのご指導、ご理解賜れますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書でご説明申し上げます。12、13ページをお開きください。

まず、歳入でございます。第1款分担金及び負担金でございますが、節に定める区分の10の負担金額の合計で26億1,784万5,000円で、前年度と比較いたしまして1億166万6,000円の増額、率にいたしまして4.04%の増となります。歳入全体に占める割合は、64.24%となります。ご案内のように、市町負担金につきましては、組合規約に定める負担基準に従いまして納めていただいているというものでございます。なお、負担金明細書につきましては、予算書47ページに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

次に、第2款の使用料及び手数料の第1項使用料、第1目衛生使用料は1,234万1,000円で、これは火葬場・霊柩車使用料でございます。

次に、第2項手数料、第1目清掃手数料は2億3,723万3,000円で、主なものは処理施設の持ち込み手数料や有料指定ごみ袋の手数料の廃棄物処理手数料でございます。第2目の消防手数料は、125万8,000円で危険物や火薬類煙火消費手数料でございます。

次の第3款国庫支出金及び第4款県支出金につきましては、障害者支援区分認定等事務費に対します国、県の補助金をそれぞれ計上してございますが、年度末に交付額の決定が行われるため、1,000円の計上とさせていただきます。

次に、第5款の財産収入は、第1目財産貸付収入96万8,000円と、次のページの第2目利子及び配当金95万4,000円でございます。第1目第1節の土地貸付収入及び第2節建物貸付収入につきましては、秩父環境衛生センター内で秩父リサイクル事業協同組合に貸し付けております土地建物と秩父クリーンセンターの敷地内の電柱に係るものでございまして、利子及び配当金は公共施設整備基金の運用に伴うものでございます。

14、15ページをお開き願います。第6款の繰入金、第1目基金繰入金につきましては、5億2,734万3,000円でございます。これは公共施設整備基金から新火葬場の建設事業の財源として繰り入れるものでございます。

次に、第7款の繰越金は1億2,000万円でございます。これは、平成27年度の予算の予備費、現計予算額の不用額を新年度の繰越金として計上して歳入財源とさせていただくものでございます。

次に、第8款の諸収入、第1項組合預金利子は30万円で、これは余裕資金の運用に伴うものでございます。同款の第2項雑入は、1億1,032万円でございます。平成28年度の予算では秩父クリーンセンターの売電収入を6,328万円計上いたしました。

次に、第9款の組合債は4億4,680万円で、これは新火葬場建設工事に係る一般単独事業債を予定しております。なお、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、6ページの第2表に地方債によることとしてございます。

次に、16、17ページをお開きください。歳出に移ります。

まず、第1款の議会費は281万円で、これは議員報酬や調査旅費、会議録調製委託料などが主なものでございます。

次に、第2款の総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は1億985万7,000円となり、前年度と比較いたしまして124万8,000円の増額となります。職員10人分の人件費が主なものでございますけれども、平成28年度から共同処理を始めます水道事業に伴う情報系ネットワーク関係費用を620万円ほど予算化しておるところでございます。

次に、18、19ページをお開きください。第2目公平委員会費は4万8,000円でございます。第2項の監査委員費は、18万9,000円でございます。第3款の民生費、第1項福祉費、第1目の介護認定審査会費は5,144万5,000円で、前年度と比較いたしまして851万9,000円の減額でございます。介護認定審査会費は、介護認定審査会委員の報酬や職員人件費、審査会システムにかかわる電算機の

借り上げ、ネットワーク通信代が主なものでございますが、減額の主な要因といたしましては、組合全体のネットワーク再構築による通信費の減額と、介護認定審査会システムのリース期間を1年間延長することで使用料が減額となったものでございます。

次に、20、21ページをお開きください。第2目の自立支援審査会費は1,167万円でございます。これは、自立支援審査会委員報酬や職員の人件費が主なものでございます。

次に、第4款の衛生費、第1項保健衛生費、第1目結核予防費は1,829万3,000円でございます。この事業は、圏域住民を対象としたエックス線検診車による撮影業務やフィルムの読影業務を秩父郡市医師会に委託して実施しております。

次に、第2目循環器検診費は724万円でございます。この事業は、圏域内市町の小学校、中学校の児童生徒の心臓検診業務をやはり秩父郡市医師会に委託して実施しております。

次に、第3目救急医療施設費は、5,516万6,000円でございます。これは、休日などの初期救急医療体制を確保するため、休日診療所、在宅当番医制、小児初期救急運営事業を秩父郡市医師会に委託して実施しております委託料の2,020万6,000円と、二次救急医療体制としまして、年間を通じ毎日の夜間及び日曜日、国民の祝日等の救急患者の受け入れ体制を整備するため、病院郡輪番制度へ参加する3病院、秩父市立病院、秩父病院、皆野病院への補助金3,496万円となっております。

次に、第4目斎場費は、12億4,037万1,000円で、前年度と比較いたしまして1億956万6,000円の増額となります。これは、現秩父斎場の管理運営費に係る経費と、新火葬場建設に係る経費ということでございます。

22、23ページをお開きください。新火葬場建設工事につきましては、平成26年度から28年度の3カ年の継続事業として工事を進めております。いよいよ最終年度となるわけでございます。新火葬場建設工事の総事業費は、税込みで19億7,528万8,000円で、平成28年度の事業費は全体額の48.39%の工事出来高といたしまして、工事費を9億3,827万1,000円、工事監理業務委託料を1,760万4,000円計上してございます。

また、火葬炉設備工事に1億2,219万3,000円を計上するとともに、本予算では工事請負費のほか、新火葬場に係る主なものといたしまして、委託料でございますけれども、緩衝緑地の除伐枯損木の処理業務300万2,000円、それから火葬受付システムの構築委託料に982万円、新火葬場の火葬炉運転業務委託料に816万5,000円。

それから、これは24ページになりますけれども、備品購入費に新火葬場の庁用備品としまして4,286万6,000円及び霊柩車の老朽化に伴う購入費用といたしまして592万6,000円を計上させていただきました。

次に、第2項の清掃費、第1目清掃総務費は5,777万5,000円でございます。この主な経費は、有料指定ごみ袋の製作購入経費や同ごみ袋の販売店への収納委託料でございます。

次に、第2目クリーンセンター費は5億4,338万1,000円で、前年度比2,108万8,000円の減額でござ

ございます。本予算につきましては、秩父クリーンセンターの運転、維持管理及び補修等に係る経費でございます。減額の主な要因でございますけれども、電力会社からの購入電力量が減少することにより光熱水費の減額、それからごみを焼却した際に発生いたします焼却灰、ばいじん等の処理量の減少による委託料の減額などによるものでございます。なお、クリーンセンターで使用しておりますホイールローダーの老朽化によりまして更新整備する費用といたしまして580万円を備品購入費に計上させていただいております。

26、27ページをお開きください。第3目の環境衛生センター費は1億5,955万5,000円で、前年度比341万3,000円の増額でございます。職員人件費や廃棄物の資源化に係る委託料などがございます。

次の28、29ページをお開きください。この委託料のうち廃棄物受入管理資源化業務委託料で8,488万8,000円となっております。この委託業務は、センター内のストックヤードの管理や秩父リサイクルセンターでの資源化業務などを秩父リサイクル事業協同組合に委託して実施しているものでございます。なお、秩父環境衛生センターにつきましては、最終処分場の許可期限が平成31年度末までとなっておりますが、現状では全体の埋立量の約60%が埋め立てられているということで、残余容量が約7万5,000立方メートルございますので、現在の埋め立てペースでいきますと、向こう40年間埋め立てができるものと考えております。今年度実施いたしております精密機能検査の結果を踏まえまして今後、整備計画等を作成し、埼玉県知事に許可の延長をしていただくよう引き続き埋め立て処分場としての使用をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

第4目の廃棄物収集費は1億8,792万円でございます。これは、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの収集業務に係る委託料でございます。

30、31ページをお開きください。次に、第5款の消防費は13億6,720万円で、前年度比1,394万3,000円の減額でございます。消防職員数は168人で、平成27年と比較いたしますと1人の増員となっております。平成28年度から総務省消防庁へ職員の研修派遣を、これ1名でございますけれども、なりましたので、前倒し採用を行いまして、実質的には平成27年度と同じ人員でございます。職員人件費が12億1,025万5,000円で、常備消防費の88.5%となり、消防力の基本は人員、マンパワーであることから、このような大きなウエートを占めているところでございます。

32、33ページをお開きください。上段委託料ということでございますけれども、最下段に高機能消防指令センター総合整備事業実施設計業務委託料817万円を計上させていただきました。これは、老朽化が進んでおります消防救急指令装置の更新整備に向けた実施設計を行う経費として新規に計上をさせていただいたものでございます。

34、35ページをお開きください。第6款の公債費、第1目元金は2億967万1,000円で、前年度比6,311万1,000円の増額となっております。第2目の利子は2,181万8,000円で、前年度比112万4,000円の増額となっております。これは、ごみ処理施設の整備事業債や消防施設整備事業債、消防庁舎の建設事業債などの元金利子の償還費でございます。

次に、第7款の諸支出金は第1項基金費、第1目公共施設整備基金費は95万4,000円で公共施設整備基金の運用益を全額基金に積み立てるものでございます。

36、37ページをお開きください。次に、第8款の予備費でございますけれども、3,000万円で、これは前年と同額の予算を計上させていただきました。

38ページ以降が給与費明細書などがございますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で議案第15号の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（小菅高信議員） 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 零時59分

議長（小菅高信議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑がございましたら、お願いいたします。

5番、山中議員。

5番（山中 進議員） 5番、山中です。トップバッターとして後の人が聞きやすいように単純な質問をさせていただきます。ページ、歳入においては13ページ、それから歳出においては25ページになると思います。廃棄物処理手数料、これは使用料及び手数料の指定ごみ袋分1億4,600万円が歳入に入っております。これが25ページを見ますと、恐らくこれはそうではないかと思うのですが、13の委託料、これはこのごみ袋、他、店に払っているのだと思います。だけれども、ここでわからないのが、袋をつくった製造費用がわからないのです。これは、もしかしたら消耗品費の中に入っているのではないかとと思われるのですけれども、その辺の差額と、それから製造原価についてお伺いいたします。

それから、今度歳出に移りまして、23ページになるのかな、下段のほうの火葬炉設備工事。工事請負費です。これが、設備工事が1億2,200万円、それから新火葬場建設工事で9億3,800万円と出ています。これで10億円、これはわかります。債務負担行為だとか、基金を取り崩してこれに充てるということは理解できました。ただし、新火葬場庁用備品、これが別枠でなっているということは、これは普通に考えると全体の建設工事費の中に入っているのではないかと単純な発想でお伺いいたします。

それから、もう一つ。今度は、33ページになります。高機能消防指令センター総合整備事業実施設計業務委託料とありますけれども、これは今の例えばデジタル化に合わせてこうしたものを更新

もしなければならないということで必要を迫られる工事に対する設計業務委託料だと思うのですが、こういう形でやっていく中でデジタル化がどのぐらい進んでいるのか、進捗状況がわかれば教えていただきたいと。その4点です。

議長（小菅高信議員） 業務課長。

（森下今朝八郎業務課長登壇）

森下今朝八郎業務課長 需用費の消耗品費の中のごみ袋代なのですけれども、この中で指定ごみ袋購入費は3,559万4,235円です。そのほかの事務用品の消耗品費、それから購読料、タイヤ購入費等がその中に含まれています。

それから、次のご質問ですけれども、備品購入費もこの新火葬場建設の中に入っておりますけれども、工事請負費や委託料とは備品購入費に属するこの費目が違うわけです。

5番（山中 進議員） 費目がね。

森下今朝八郎業務課長 はい。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） 指令課長。

（吉岡康明専門員兼指令課長登壇）

吉岡康明専門員兼指令課長 5番、山中議員の質疑に対してお答えします。

高機能指令センター整備事業の実施計画の業務委託についてですが、これは指令台を構築してから15年が経過しようとしています。これで、老朽化もそうなのですが、先ほど山中議員がおっしゃられたように、デジタルと機能を生かせる装置となります。

それから、第2点のデジタル化の進捗状況についてお答えいたします。消防本部としては、デジタル化は既に実施済みです。各消防団にあっても受令機を全部配置したということは伺っております。正式運用となりますと、平成28年6月1日からデジタル運用になります。

以上です。

議長（小菅高信議員） 5番、山中議員。

5番（山中 進議員） 5番、山中です。確認させていただきませうけれども、25ページの清掃費、清掃総務費、需用費の中の消耗品費の中にはごみ袋の製造代も含まれているということですよ。では、そうすると、私はごみ袋の山中と言われているのですけれども、消耗品費とこの廃棄物手数料を足すと大体5,000万円ぐらいなののですけれども、それで差し引きすると約1億円近いごみ袋が利益が出ていると。私も切なるちっちゃい願いなののですけれども、やっぱり今度のほうの売電で先ほど管理者も言ったように、大変な利益が上がっていると。そして、またこのごみ袋についても、皆さんが一生懸命分別しながら、何しながらごみ袋購入、買い求めて出しているということなののですけれども、まだ負担感がちょっとあると。そういうことを考えると、やはりもう少し購入費を下げてくださいような取り組みも必要ではないかと思うわけです。

特に答弁求めませんが、何かありましたら答弁下さい。

議長（小菅高信議員） 答弁はなるべく求めてください。

5番（山中 進議員） では、求めます。では、答弁お願いします。

この23ページ、25ページのこの新火葬場建設請負工事ですけれども、要するに費目が違うということなのですけれども、当初の考えとしてです。当初の考えとしてこの備品までは含まれていなかったのかというのが、ちょっと私も舌足らずだったのですけれども、もう一度確認させていただきます。その2点お願いします。

議長（小菅高信議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 ごみ袋、私が管理者にお世話なって33%引き下げたということで……

5番（山中 進議員） ありがとうございます。

久喜邦康管理者 それは、地域住民のごみ袋、何か高いということで進めた中であり、きちんと公約を果たしたというふうに私は思っています。次には負担金です。市町の負担金をこの売電収入をいただいている中で、負担金の減額をしていかななくてはいけないというふうに、これが大きなテーマであって、ごみ袋に関しましては考え方の相違で山中議員はいつもこれをずっと長くご質問されている、その気持ちはよくわかりますけれども、考え方の相違がございませう。私は負担金をもっと下げるべきだと。その努力をしたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小菅高信議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 山中議員の火葬場の庁用備品の購入の関係でございませうけれども、これはもともと別枠で考えておりました、建設工事と庁用備品は別枠の考えでおりましたので、ご理解いただきたいと存じます。

議長（小菅高信議員） 5番、山中議員。

5番（山中 進議員） はい、わかりました。そういった理解をさせていただきます。考え方の違いとはいっても、やはり今どこの町も市も、これは今後こういうことを運営するには非常に大きな負担だと思えます。そういう中でもやっぱり秩父市の例をとりますと、豪華な市庁舎をつくっている。こういううちまたでは言われておりますけれども……

（「豪華じゃないじゃない」と言う人あり）

5番（山中 進議員） そういうことからしても、矛盾するというのがやっぱり市民感情であります。そういったことからしても、やはり売電収入がこれから出てくると。でも、私はなぜそれをあえてこういった反論をするかという、やはり売電、売ることによって得た収入はやはりあの発電機をつくった。つくって、それでそれにかかったお金もあるわけでしょうから、それもそれはもう返さ

なければならぬということも、併せてあえて発言させていただきます。そういった意味では、この考え方が違えばずっと違いますから。でも、あえて言わせていただければ、やはりこの問題については両方考えていく必要があると思いますが、どうでしょうか。

(「一般質問じゃない。意見だよ」 という人あり)

議長(小菅高信議員) 管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

久喜邦康管理者 議案質疑に該当しないと思いますので、答弁を控えさせていただきます。

議長(小菅高信議員) ほかにございますか。

落合議員。

4番(落合芳樹議員) 4番の落合でございます。私は、霊柩車のことだけをお聞きしたいと思っております。まず歳出のほうでいきますと25ページの説明の欄の3行目、霊柩車購入費592万6,000円。これは説明がありましたけれども、新しい車に買いかえるということ、これ新火葬場の建設が始まった当初は車、霊柩車は置かないような説明があったのですけれども、これが、だから老朽化したので新しい霊柩車にかえるということで1台新しくなるということで。それで、今度は歳入のほうなのですけれども、13ページ、同じく説明の欄の真ん中よりちょっと上ですけれども、霊柩車使用料216万3,000円。これは、だから今までの霊柩車を使った金額はわかるのですけれども、多分利用回数が多かったから新しい老朽化した霊柩車を新しくするというようなことだと思っておりますけれども、その辺の説明、具体的に言いますと霊柩車の使用回数、それから霊柩車今度新しいのはどういった車種になるのかをお聞きいたします。

議長(小菅高信議員) 業務課長。

(森下今朝八郎業務課長登壇)

森下今朝八郎業務課長 ただいまの落合議員のご質問にお答えします。

組合の霊柩車につきましては、昨年度は年間473件、1日平均1.5件の利用がございました。平成11年度の導入から今の霊柩車なのですけれども、16年が経過しております。きょうのメーターが12万624キロでございます。老朽化が大変進んでおりまして、車の特殊性からかわりとなる車両がありませんので、絶対壊れられないということで、昨年それでもラジエーターがもう穴があいてしまっていて、2日ほど動かなかったわけなのですけれども、そういう事態になっているということで、今回更新をしたいということです。それから、今の現在の霊柩車は柩が190センチの柩しか入りません。これは、亡くなった方の身長にしますと175センチまででございます。それだとそういう大きい人が入りませんので、今度購入するのは210センチの柩が入る。身長にしますと195センチまで大丈夫でございます。そういうものを考えております。見積もりの対象にしましたのが4輪駆動のハイブリッドタイプでトヨタのエスティマで見積もりをとらせてもらいました。

以上でございます。

4番（落合芳樹議員） 結構です。

議長（小菅高信議員） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

岩田議員。

13番（岩田 務議員） 13番、岩田です。それでは、3点ほど質問させていただきたいと思います。

1点目ですけれども、予算書の12ページ、一番下のところで財産収入の財産運用収入ですけれども、これは26年度の決算には鉄塔用地敷地料57万7,068円とありましたけれども、こちらはもう収入はないのかが1点。

2点目が同じ財産収入の財産売払収入で、これもまた決算では物品売払収入、鉄スクラップ売払収入343万4,790円がありますが、こちらは予算には入っておりませんが、毎年収入ではないのか。

3点目が予算書の23ページ。斎場の需用費のところですからけれども、光熱費、これが972万5,000円となっておりますけれども、やはり26年度の決算では169万843円。昨年予算では170万円程度でしたけれども、約800万円増額している。この理由についてお聞かせください。

議長（小菅高信議員） 環境衛生センター所長。

（今井祐二環境衛生センター所長登壇）

今井祐二環境衛生センター所長 岩田議員さんの質問にお答えいたします。

今年度につきまして、鉄塔の関係、入っていないということでございますが、鉄塔の敷地料につきましては、3年に1回ごとに入ってくるということでございまして、毎年予算化しているということではないのでご承知おきいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） クリーンセンター所長。

（野澤好博クリーンセンター所長登壇）

野澤好博クリーンセンター所長 ただいま岩田議員さんのほうからご質問がありました財産収入、物品売払収入の鉄スクラップの売却代ということでございますけれども、この売却代につきましては、当初、予算には計上しておりませんでした。これは、クリーンセンターで各機器の整備や修理時において部品機器の交換を行いますけれども、この際に発生した交換部品等について本来であれば施工業者に廃棄を処分させるべきでありますけれども、有価物として処理が可能であるということから、クリーンセンターにおいて有価物として売却することをしておりまして、当初ではなかなかそういった想定ができませんので、補正予算という形で計上させていただいております。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） 業務課長。

（森下今朝八郎業務課長登壇）

森下今朝八郎業務課長 岩田議員さんの3番目の質問にお答えします。需用費の光熱水費でございま

すけれども、現斎場が約半年で新火葬場が半年の計算で2本立てになった予算になっております。現斎場で使用します電気、水道、LPガスの使用料でございます。平成28年度は10月に新火葬場が稼働しますが、引き渡し時期が7月から8月になります。使用開始していない施設であることを考慮しまして、新火葬場の光熱費は余裕を見させていただいております。現火葬場でございますが、26年度実績から電気料54万円、水道料7万2,000円、LPガス代16万5,360円、合計77万7,360円でございます。

続きまして、新火葬場でございますが、これは同程度の規模の深谷の深丘園を参考にしたり、設計会社であります梓設計のほうからデータをいただきまして見積もっております。電気料は680万円、水道代は大きくは変わらないと思いますので7万2,000円、LPガス代は331万5,000円、合計含んでございます。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） 6番、高野議員。

6番（高野 宏議員） それでは、1つお伺いします。13ページの衛生使用料の火葬使用料なのですが、これは今のお話でもあったのですけれども、10月から稼働するというので、これ使用料に関しましては、現在火葬料と、またあと控室の使用料とか、そういうのが現在とまた今度新しいところで変わるのか、変わらないのか。また、先ほどの霊柩車につきましても、その使用料等はどうなっているのか、ちょっとお聞きしたい。

議長（小菅高信議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 高野議員のご質問にお答え申し上げます。

霊柩車、火葬場の使用料でございますけれども、これにつきましては新火葬場を運用を開始いたします平成29年4月からできれば新しい使用料を条例を改正いたしまして適用させてまいりたいというふうに考えておまして、現在その関係につきましては事務局で使用料の額等につきましては検討いたしまして、今後理事会等に諮り議会にお諮りしたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（小菅高信議員） 発言してください。

1番、浅海議員。

1番（浅海 忠議員） 1番の浅海です。何項目かあるのですけれども、全体では委託料について確認と質問します。

今回、今出ていますけれども、新火葬場ではさまざまな管理業務の委託だとか、点検業務の委託というのがあります。また、これはクリーンセンターや衛生センターのほうにも委託料とかあります。消防のほうの本部でも各分署の清掃管理だとかいろんな電気系統の保守管理だとかとあります。

けれども、これについては委託契約そのものは包括でやられているのか、個別でやられているのか。今秩父市でもそういった経費の削減とか、そういった包括外部委託、水道なんかそうですよね。そういったことも含めていますけれども、広域のほうのこのそれぞれの事業としてどのような委託についての考え方を持っているのか、あとまた現状を伺います。

議長（小菅高信議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 浅海議員のご質問でございますけれども、委託料の関係、どんな形で委託を方針を定めて委託しているのかということでございますけれども、現時点では個別の委託契約でやっております、包括の委託契約というのは導入はしておりません。今後の検討課題だとは思っておりますけれども、そういった形で個別の委託契約、入札等行いまして委託を、契約を実施しているというのが現状でございます。個々の内容につきましてはよろしいでしょうか。

議長（小菅高信議員） 1番、浅海議員。

1番（浅海 忠議員） 浅海です。今現状わかりました。管理者である市長にお聞きしたいのですが、先日秩父市でもFMに関するセミナーも開催していただき、そういった中で公共施設の管理だとか、あり方についていろいろ勉強させていただく機会がありました。そういった中で、今事務局長からは個別の委託契約ということで、これは、それぞれ先ほど言いましたように、これからできる火葬場もそうでしょうし、クリーンセンターや衛生センター、また消防の各分署、本署または分署。例えば清掃の委託業務ですとか、電気系統の業務ですとか、例えば浄化槽の管理業務ですとか、それぞれそういった種類に分ければ非常にまとめれば大きなものになると。これは、秩父市議会の総務委員会でいろんなところに視察へ行ったときも、そういったまとめることによって非常に経費の削減ができる。そういったことがほかの自治体でも非常に取り組んでいるところなので、広域だけがまだ取り組んでいないとすれば、早急にこれは研究をしてやはりなるべくまとめた形の委託にして経費の削減を図るべきだと思いますが、管理者にこれからの方向性を伺いたいと思います。

議長（小菅高信議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 今議員さんからのお話伺っていて、確かに包括外部委託とか水道関係等々いろいろ進めておりますが、広域はその辺にきちんとこれからシステムをつくっていかなくてはいけないなということを改めて感じたところです。とにかく最初の私の挨拶でも申し上げましたけれども、50年、100年のその礎のときということであり、これは市も同様だというふうに思いますが、広域はそういう立場の中で、まず土台をつくって、そこから立ち上げるものに関しましては、これからできるだけまとめて包括してやっていくという、そういう流れをつくっていかねばいけないというふうに思います。議員におかれましても、これから一般質問とか質疑等々でいろいろアドバイ

スがありましたらば、教えていただければありがたいというふうに思いますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

議長（小菅高信議員） 質疑をされる方、おりますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） ほかに質疑はなしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小菅高信議員） 総員起立であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小菅高信議員） 次に、議案第17号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 それでは、議案第17号をご説明申し上げます。埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更につきましてご説明申し上げます。

議案書76ページをお開きください。埼玉縣市町村総合事務組合に平成28年4月1日から草加八潮消防組合を加入させ、加入団体でございます皆野・長瀬上下水道組合の皆野・長瀬下水道組合の名称変更に伴い、同組規約を変更することにつきまして、地方自治法第286条第1項の規定によりまして関係地方公共団体の協議を定めることから、同法第290条の規定により提案をさせていただくものでございます。

以上で議案第17号の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（小菅高信議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会に付託することを省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小菅高信議員） 総員起立であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

○日程の追加

議長（小菅高信議員） これより水道関係の議案に入りますが、議長より皆さんに申し上げます。これより水道関係に係る議案審議に入ることになりますが、議案審議に対する質疑において詳細な内容の答弁を求めるために、水道広域化の事務を担当しております関係職員に参考人として出席を求めたいことから日程を追加し、参考人の出席を求める件を議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） ご異議なしと認めます。

よって、参考人の出席を求める件を追加日程第1号として日程の順序を変更し、議題とすることに決しました。

○追加日程第1 参考人の出席を求める件

議長（小菅高信議員） お諮りいたします。議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号及び議案第16号の審議に当たり、秩父市水道部長、秩父市水道部広域化準備室長及び秩父市水道部業務課長を参考人として出席を求めることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小菅高信議員） 総員起立であります。

よって、秩父市水道部長、秩父市水道部広域化準備室長及び秩父市水道部業務課長を参考人として出席を求めることに決しました。

休憩します。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時34分

議長（小菅高信議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小菅高信議員） 次に、議案第7号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 議案第7号 秩父広域市町村圏組合水道事業の設置等に関する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書31ページをお開きください。この条例につきましては、水道事業の根本条例となっておりますのでございます。第1条では本条例の設置の目的、第2条では経営の基本方針及び給水区域、給水人口、1日最大給水量を33ページからの別表のとおり定めております。第3条から第8条までは地方公営企業法の規定により、条例で定めるべき事項を定めております。今回の大きな変更点といたしましては、秩父市に従来ありました簡易水道等を水道事業に統合した点でございます。附則につきましては、条例施行日及び条例施行日前における処分等について定めております。なお、本条例につきましては、国への議決証明が必要でございますので、初日での即決をお願いしたいというふうに考えております。

以上で議案第7号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小菅高信議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

5番、山中議員。

5番（山中 進議員） 5番、山中です。今説明もありました。即決してほしいということでございますが、なるべく意に沿うようには考えてみたいのですが、まず1点確認したいと思います。秩父市の簡易水道は、もう全て企業会計、水道企業にしてしまったということであるのであれば、全ての町で簡易水道はなくなったのかということ。

それからもう一つは、この第2条の別表のほうで秩父市のほうで見ますと、大滝の中津川はここに出ているのですけれども、中双里というところが出ていないのです。これはどうなったかということ、やはり小鹿野町の白井差というところもこれで見当たりません。こうしたことを積み残したまんま、果たしてどんどん進めていいのかということが言いたいわけですが、ご答弁をお願いいたします。

議長（小菅高信議員） 水道部長。

（高橋 進秩父市水道部長登壇）

高橋 進秩父市水道部長 ただいまの山中議員のご質問に対してお答えいたします。

まず、全ての町で簡易水道がなくなったのかということでございますけれども、実は今回統合した1市4町で簡易水道、飲用水供給事業があったのは秩父市だけということで秩父市の12簡易水道、そして2つの飲料水供給事業が上水道事業に統合されたというところでございます。

2点目の33ページの別表の給水区域の関係でございますけれども、ごらんいただきますとおり、秩父市のほうでも未給水地域がございます。未給水地域としましては、太田部地区は全域、そして浦山地区の一部、そして久長の一部、それから贄川地区の一部ということで、大字表記で表記されておりますので、大字の一部となっているものにつきましては、そのうちの一部の地区が未給水地域になっているというような状況でございます。他の町についても、未給水地域が現在存在しているというような状況でございます。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） 5番、山中議員。

5番（山中 進議員） やはりこれはそういうところを本当にやるのであれば、先ほど聞いた群馬県の広域、合併した群馬県の話を知ると、やはり7年も8年もかかってこれがなっているわけです。その間に各市や町でそういった整備を進めて、そういうことに至ったというようなお話ですので、やっぱり拙速な広域化については非常に懸念を持たれると。そうではなくても、今の説明の中でまだ未給水地域があるというような答弁があったわけですから、反対の意見も含めてここで意見述べますけれども、やはりこれは大きな問題だと思います。未給水地域を残したまま進めるということに関して、これについてどう思うか。

議長（小菅高信議員） 反対の意見は言わないでいただきたいと。

5 番（山中 進議員） 意見を述べさせていただきますけれどもと言っただけ。どう思うかと聞こうと思った。考えを。

議長（小菅高信議員） 答弁なさいますか。

（発言する人なし）

議長（小菅高信議員） 議会の意見に対する答弁は執行部でもする方はないようでございますので、反対の場合は討論でしていただければと思います。

5 番、山中議員。

5 番（山中 進議員） 5 番、山中です。そうしたら、やはりこの秩父市を一例にとっても、未給水地域が残る中で進めてしまうということに関して管理者はどう思いますか。それ行けどんどん、やれいけどんどんではないと思うのです。やっぱりよその例をとれば、やっぱり平成21年に始まって、28年4月1日からやるというような、そういう数年たって、計画を立ててやってきたということと併せると、余りにも拙速な進め方ではないかと思うのですけれども、答弁をお願いいたします。

議長（小菅高信議員） 議案に対する質疑にはちょっとそぐわない気がしますけれども、管理者答弁してください。

管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 群馬県の、確かに秩父地域よりも時間かかっておりますけれども、時間をかければという問題ではなくて、十分にそこで議論がされているかどうかという、そういう積み重ねが十分うちのほうはなされています。しております。ですから、十分の期間の中でこれを進めており、そしてまたまずは合併をして、広域化をして、その上でいろんなことを対策を練っていくと。そういう順序でも全く問題ないわけで、私自身も常に頭の中にその未給水地域は頭に入れておりますので、そういうところの中で、まずは合併してから、広域化してから、次にそういういろいろな諸問題を解決せよという、そういう順番だというふうに思います。

以上です。

議長（小菅高信議員） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することと決しました。

これより討論に入ります。

5番、山中進議員。

(5番 山中 進議員登壇)

5番(山中 進議員) 5番、山中です。反対の討論に参加させていただきます。拙速ではないという管理者の答弁でした。だけれども、たった1年ですよ。それで、また水道施設の行っていないところがあるのですよ、残念ながら。それでいて計画的にやるところはいいですよ、できますから。今後いつできるのか。そうしたものを積み残したまま、これをそれ行けどんどん、やれ行けどんどんで進めていいのかと。非常に私は危惧を抱いております。あの小鹿野町の例をとれば、やはりこの問題で深夜までずれ込んで、こうした問題を決めているのです。そうしたことを考えると、私は特別委員会があったとしても、その中で本当に十分な論議をされたのか思わざるを得ないのです。皆さんが本当に納得できるような水道の広域化、望まれるような広域化が本当にされるのか。これを訴えて私は反対討論とさせていただきます。

議長(小菅高信議員) 原案に賛成の立場の討論ございますか。

15番、神田議員。

(15番 神田 武議員登壇)

15番神田 武議員 議案第7号 秩父広域市町村圏組合水道事業の設置等に関する条例、これが統合の何ともの議案なのです。そして、私も統合の全体の計画の中身には大きな異論もあります。しかし、この秩父盆地の人口がどんどん減っているのです。だから、今早くやるべきなのです。

(「いいこと言うじゃん」と言う人あり)

15番神田 武議員 それで、これは小鹿野でもさんざん拙速過ぎると、こういう意見がありました。小鹿野の町民の私の考えでは、多分80%ぐらいがこの統合には反対なのです。多分。多分ですよ。しかし、先を見て、幾ら非難があってもやるべきときはやる。この決断が必要なのです。

(「そうだ」と言う人あり)

15番神田 武議員 それで、秩父市の状況を見ると、テレビに出て、はっきりした数字は覚えておりませんが、30%も生産した水がなくなる。こんなことを長年放置していいのですか。

(「それは、だって市の責任なんだから」と言う人あり)

議長(小菅高信議員) 黙っててください。

15番神田 武議員 それはそうなのです。それを解決するのがこの統合なのです。老朽化した施設を3分の1の補助金をもらいたい。これが大きな柱なのです。だから、これを急いで一日も早く、せっかくお金はかけた、そして浄水した水をうっちゃらないで給水するのが原理原則です。そして、先ほどの反対の討論の中にも古池の一部がまだ給水区域に入っていないからだめなのだ。これは、反対の主眼なのです。しかし、それが執行部の話を聞くと、あの県道の改修とともに考えるとこう言っているのです。お金のかからないように、道路改良に合わせてやるのが当たり前のことなので

す。だから、秩父郡が一丸となって、これ統合して住民のためになるだけ水道料金を上げないようにやるのが今の私たち議員においても、それが与えられた使命だと思うのです。だから、この議案に皆さん全員で、山中議員も考えを直して賛成をしていただくことをお願いをいたしまして、ちょっと長くなりましたが、賛成討論とさせていただきます。

議長（小菅高信議員） ほかに討論される方はございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小菅高信議員） 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第8号から議案第13号及び議案第16号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

議長（小菅高信議員） 次に、議案第8号から議案第13号及び議案第16号を一括して議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 それでは、議案第8号の秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会条例につきましてご説明申し上げます。

議案書36ページをお開きください。この条例では管理者の諮問に応じ、水道ビジョンの策定や料金改定など水道事業に関する重要な事項について幅広い見地から審議を行うための審議会を設置するものでございます。第2条では委員の人員を22人以内と定め、第3条では任期は2年とするなど運営に必要な事項を定めております。なお、附則の2項にございますように、委員の日額報酬につきましては、会長が日額6,100円、委員が日額5,700円と定めております。

次に、議案第9号 秩父広域市町村圏組合水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例につきましてご説明いたします。

議案書38ページをお開きください。この条例は、水道法の規定に基づき必要な有資格者の配置基準と資格基準を定めたものでございます。第1条には条例の趣旨を定めております。第2条では布設工事監督者を配置すべき工事の種類について規定しております。第3条及び第4条では、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について、水道法に基づきその要件を定めております。今回の

変更点といたしましては、簡易水道に係る規定を廃止しております。

続きまして、議案第10号 秩父広域市町村圏組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例につきましてご説明いたします。

議案書41ページをお開きください。本条例では水道局の企業職員の給与について、その種類及び基準を定める条例を整備するものでございます。その定め方としましては、第2条において広域組合の一般職職員の給与条例の適用を受ける職員の例によるものとしております。ただし、一般職には例のない特殊勤務手当につきましては、第3条で別に定めるとしてしております。

次に、議案第11号 秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例につきましてご説明いたします。

議案書43ページをお開きください。この条例は、水道料金、加入金、手数料及び供給条件並びに給水の適正保持について必要な事項を定めるため条例を整備するものでございます。目次でございますように、この条例は第1章から第7章までの章立てで整理しており、第1章では総則、第2章では給水装置の工事及び費用、第3章では給水、第4章では料金及び手数料、第5章では管理、第6章では貯水槽水道、第7章では雑則につきまして規定してしております。条文が大変長いため主な条文についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書48ページの上段でございます第26条をごらんいただきたいと存じます。第26条の料金では統合の覚書に基づき水道料金体系は5年以内に統合するものとしているため、当面各市町の区域別ごとの現行の料金表を適用することを規定してしております。

次に、第27条、料金の算定ではメーター検針及び支払い請求は隔月に行うものとしておりまして、この点は毎月検針、毎月支払いの横瀬町の方にとりましては主な変更点となるものでございます。

次に、49ページの最下段でございます第31条をごらんいただきたいと存じます。31条の料金の徴収方法では従来からの納入通知書払いや、口座振替に加えましてクレジットカード払いを支払い方法に加えるため必要な規定を追加して定めております。

次に、54ページの別表第1をごらんいただきたいと存じます。54ページの別表1は、加入金の口径区分と金額を示したものでございます。今回秩父市の金額を基準としたいため、他の地域にお住まいの方は4月以降金額が安くなっております。

次に、55ページの別表第2をごらんください。別表2は、2カ月ごとの水道料金表でございます。先ほどご説明いたしましたとおり、55ページから59ページまで現行どおり各市町の区域別の料金表をそれぞれ定めております。

次に、60ページから64ページまでの別表第3につきましては、1カ月ごとの料金表でございますが、こちらも各市町の区域別にそれぞれ定めております。

最後に、65ページの別表第4をごらんください。65ページの別表第4は、各種手数料について定めております。

続きまして、議案第12号 秩父広域市町村圏組合行政財産の使用料に関する条例につきましてご

説明申し上げます。

議案書66ページをお開きください。この条例は、組合の共同処理する事務の変更に伴い、秩父市、横瀬町、小鹿野町、皆野・長瀬上下水道組合において徴収していた水道事業に係る行政財産の使用料を引き続き広域組合で徴収することとしたため、新たに条例を定めたいものでございます。地方自治法第238条の4第7項の規定により行政財産の使用の許可を受けた者の使用料の納付、使用料の減免、使用料の還付について規定をするもので、使用料の額を別表で定めるものでございます。使用料は種類ごとに規定いたしますが、種別の土地のところがございます道路法の第32条第1項第1号から第6号に規定する工作物等につきましては、各市町の道路占用料徴収条例を準用することとしております。

次に、議案第13号 秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う関係条例の整備に関する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書69ページをお開きください。本条例は組合の共同処理する事務の変更に伴い、新たに水道事業の経営に関する事務を共同処理するに当たり、7つの条例の一部改正をしたいものでございます。まず、第1条は秩父広域市町村圏組合監査委員に関する条例の一部を改正でございます。水道事業会計が公営企業法に基づくことから、監査及び審査を行うに当たり根拠となる法律の条項を加える改正をするものでございます。

次に、秩父広域市町村圏組合職員定数条例の一部改正でございます。これは、水道事業に携わる職員の定数を新たに規定するものでございまして、第2条第6号に水道事業企業職員56人を定数として定めたいものでございます。なお、平成28年度は51人体制でスタートするという予定でございます。

次に、秩父広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。これは、組合市町及び皆野・長瀬上下水道組合の職員で引き続きこの条例の適用を受けることになった職員につきましては、それぞれの組合市町等で命じられた休職処分の期間を通算する経過措置を規定するものでございます。

次に、第4条の秩父広域市町村圏組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正、第5条の秩父広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正、第6条の秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正につきましても、それぞれの組合市町等でなされた職員に対する処分、承認手続、その他の行為はそれぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなし、期間等は通算する経過措置を規定するものでございます。

最後の第7条の秩父広域市町村圏組合行政手続条例の一部改正につきましては、附則の経過措置に第4条として組合市町等でなされた処分、手続その他の行為はそれぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす規定を加えたいものでございます。

次に、議案第16号 平成28年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算につきましてご説明申し

上げます。これにつきましては、別冊の水道事業会計予算及び説明書と併せまして、本日お配りいたしましたカラー印刷の円グラフ、議案第16号参考資料によりご説明申し上げます。

まず、予算書の4ページをお開きください。第1条は省略させていただきます。第2条の業務の予定量としましては、(1)、1市4町の約4万3,000世帯に対し、(2)、年間約1,500万立方メートルの給水を予定しております。これを1日当たりにししますと、(3)の約4万2,000立方メートルでございます。また、(4)では主要な建設改良事業の金額を定めております。

次の第3条及び第4条は、円グラフの資料によりご説明申し上げます。グラフをごらんいただきたいと存じます。まず、グラフの上部にございます数値は、水道事業会計の予算規模を示したものでございます。一般会計と異なり、水道事業会計は収入支出が一致しないのが特徴ですが、これを収入ベースで見た場合は約49億円、支出で見た場合は約59億円となっております。

次に、左側の円グラフをごらんください。グラフは上段が収入、下段が支出となっております。上段の収益的収入合計は31億5,358万円でございます。その大勢を占めるものとしましては、給水収益、水道料金でございますが、約22億6,000万円72%を占め、これに他会計補助金が約4億円で13%、長期前受金が約3億4,000万円11%と続き、この3つの収入で約95%を占めております。下段の収益的支出は、28億8,676万円でございます。主な費用構成として減価償却費が約12億7,000万円で、ほぼ半分の44%を占め、浄水場の維持管理費が約7億円の24%でこれに次ぎまして、一般管理費が約3億9,000万円13%、配水管等の維持管理費が約3億2,000万円の11%で、これらの4つの費用で約93%を占めております。

次に、右側のグラフをごらんください。右の資本的収入及び支出は、水道施設の新設改良のための予算でございます。上段の資本的収入は、17億4,856万円でございます。その内訳は企業債が約6億4,000万円収入の37%、出資金が約5億円で29%、国庫補助金が約4億8,000万円27%を占め、この3つで約93%を占めております。ここで特筆すべき国庫補助金収入でございます。広域化により今年度実績と比べ、約4億6,000万円増加しております。また、出資金につきましては、その2分の1が一般会計に交付税算入されるというメリットがございます。

次に、下段の資本的支出は30億934万円でございます。その内訳は配水管の新設改良費が約20億円で支出の67%であり、浄水場の新設改良費が約4億7,000万円16%を占めており、このほか企業債やダムの償還金がございます。ここで4条予算の収入と支出を比べますと、収入が支出に対し約12億6,000万円不足しております。この不足を補填するものとしましては、グラフの下の米印にございますように、①、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額が9,345万円、②の過年度分損益勘定留保資金9億7,296万円、これは現金支出を伴わない減価償却費等でございます。③、減債積立金1億9,437万円で補填することといたしております。

グラフの説明は以上でございます。

また、別冊の予算及び説明書の5ページ、継続費にお戻りいただきたいと存じます。次の第5条

から6ページの第11条までは継続費や企業債などを公営企業法に定められた基準により順次記載したものでございます。

また、7ページ以降は予算説明書等でございます。恐れ入りますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で議案の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（小菅高信議員） 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

議長（小菅高信議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで申し上げます。業務課長から先ほどの予算審議の中の説明に一部誤りがあったということで訂正の申し出がありましたので、これを許します。

業務課長。

（森下今朝八郎業務課長登壇）

森下今朝八郎業務課長 申しわけございません。先ほどの議案第15号 平成28年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算の質問の中で、岩田議員から出されました斎場費、需用費、光熱水費の答弁の中で新火葬場部分に対する予算の内訳が間違っておりましたので訂正させていただきます。

電気料を680万円と申し上げましたが、595万円であります。それから、LPガス代、331万5,000円と申し上げましたが、292万5,000円の誤りであります。ご迷惑をおかけしました。

議長（小菅高信議員） これより議案に対する質疑に入ります。

議案第8号から議案第13号及び16号全般に対して質疑を行っていただきます。お一人お一人の質問は全般に対して1人3回までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑のある方はご発言お願いいたします。

10番、大野議員。

10番（大野伸恵議員） 済みません、それでは、2点教えていただきたいと思います。

まず、議案第8号なのですが、広域市町村圏組合の水道事業の経営審議会条例です。この経営審議会ということで、幅広い見地から審議を行う重大な問題ということで、水道料金の改定等が書いてあります。それで、我々議員のほうとしましては、今後水道料金の改定についての直接的な意見というのは住民から聞いてもそれを反映することができないので、この審議会がとても大切だと思うのですが、この審議会のうちの委員に対する識見を有する者、(1)、(2)、(3)、それぞれの

ような方を想定しているのか教えていただきたいと思います。そして、その委員さんに対しては、委員の名前を公開していただけるのかどうか、そういうことも教えていただきたいと思います。

それから、予算のほうなのですけれども、ページ、広域水道のほうの予算の6ページです。第10条なのですが、私は横瀬町の簡易水道というのが、一般上水のほうに入ったということはちょっと認識していたのですが、秩父市の数多くの簡易水道も一括になったということのをちょっと把握していなかったものですから、今後この簡易水道の、(5)で簡易水道の不採算経費補助金、これらを一般のこの水道事業ということで、今まではそれは各市町村で不採算分を水道のほうに一般会計繰入金ということで入れていたと思うのですが、これも今後どのようになるのかということをお教えいただきたいと思います。

以上2点ですが、よろしく申し上げます。

議長（小菅高信議員） 水道部長。

（高橋 進秩父市水道部長登壇）

高橋 進秩父市水道部長 大野議員さんのご質問に順次お答えさせていただきます。

まず、1点目の議案書36ページの審議会条例につきましてお答えいたします。結論から申し上げますと、この第2条の委員の識見を有する者と、これから別に定めるということで今後規則、規程等で定めていきたいというふうを考えております。ちなみに以前に秩父のほうでは要綱で定めた審議会がございました。そちらの審議会のほうのメンバーなのですけれども、ちょっとご紹介させていただきます。審議会のほうのメンバーは、まず識見を有する者ということで、関東信越税理士会埼玉県支部連合会副会長ということで税理士さんのほうに入っていました。そして、市議員の方が2名、それから住民代表ということで町会長協議会の副会長さん2名に入っていました。それから、生活用水ということで、女性団体ということでくらしの会の副会長さんに入っていました。そして、商工業用水ということで商工会議所の事務局に入っていました。そして、水道関係者ということで、給排水指定工事店組合、それから公募市民の方に入っていました。

同様に小鹿野町のほうは、条例設置で審議会が設置されておりましたけれども、こちらのほうもほぼ住民代表ということで区長協議会の方、公募の町民の方、商工会の工業部会の副部長様、それから区長協議会長様、それから女性団体の方ということで委員のほうの任命を行っていたようでございます。そして、この委員の名前の公表をするかどうかということでございますけれども、前回秩父の審議会のほうでも今度管理者のほうから諮問する内容、例えばこれは水道料金の改定等、非常にデリケートな問題の場合には第1回の審議会のときに会議のほうを公開するか、一部非公開にするか、非公開にするか、あるいは議事録のほうから発言内容について個人名を入れるか、個人名入れないで公開するかとか、第1回の審議会の中で諮問内容に応じて判断していくような形になるかというふうを考えております。

続きまして、2点目の予算書の6ページの第10条、第1号の簡易水道償還利息に対する補助金、あるいは第5号の簡易水道不採算経費補助金ということでございますけれども、こちらのほうは平成26年10月8日の日に定住の委員会が開かれまして、その定住委員会の中で各市町が水道事業に対して補助しておった内容、あるいは出資していた内容については、統合後も引き続きその経費を出資、あるいは補助するというような定めが、いわゆる187項目の協定項目の一つとして決定をされております。28年4月1日から簡易水道というものが上水道に統合されてしまいますが、旧簡易水道分ということで、引き続き出資及び補助等やっていただくというような決定を引き継いでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） 大野議員。

10番（大野伸恵議員） ありがとうございます。それでは、今のお答えを聞いてなのですが、その経営審議会委員なのですけれども、できれば生活者というところで、女性の視点を多くということで女性団体というのですか、の数をかなり多く、半数とは言わないのですが、多くするように考えていただければと思いますが、その点を1点と、それから氏名の公開なのですが、内容に応じてということだったのですが、例えば定住自立圏のいろいろな決定についても、では例えば横瀬町ではどなたが行って、この問題に対してどういう発言をしてどういうふうに決まったのかということがわからない状態がありまして、私も議員ですので住民の方から聞かれるのですが、ちょっとわからないのですよねというお答えになってしまうので、できればそこら辺の名前は公開していただきたいと思うのですが、その点どうでしょうか。教えてください。

議長（小菅高信議員） 水道部長。

（高橋 進秩父市水道部長登壇）

高橋 進秩父市水道部長 ただいまご質問のありました女性委員の数、そして委員のお名前を出すかどうか等につきまして、これから定める中で管理者等ともよく相談しながら決めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） 15番、神田議員。

15番（神田 武議員） 議案13号と16号、これは関連してありますのでお伺いをいたしますが、職員の定数の問題についてお伺いいたします。この説明会では3分の1の補助金がもらえることと統合して合理化が図れて、料金の抑制ができると。この大きな二本柱だったわけでありまして。そして、今現在の市と町の職員が50人いるわけですが、この28年度のスタートに1人減らして49人、そして年次減らして行って最終的に17人に減らすと住民に約束したのです。そしたら、予算書では現在50人のものが51人でスタート、そしてこの議案第13号では56人にふやすと。どのような理由で説明のときと、統合が決まってしまうと、手のひらを返したようにこういう数字が出てくるのか。これは、

市と町の住民に理解ができるよう説明をお願いいたします。

議長（小菅高信議員） 水道部長。

（高橋 進秩父市水道部長登壇）

高橋 進秩父市水道部長 ページで言いますと69ページ、議案第13号中段の第2条、秩父広域市町村圏組合職員定数条例の一部改正、この中のご質問かというふうに考えております。ご質問の内容ですけれども、ちなみに申し上げますと、現在の水道職員の条例定数なのですけれども、秩父が33人、横瀬が7人、皆野・長瀬が25人、小鹿野が10人ということで、条例定数につきましては現在75人ということでございます。実際今勤務している職員については56人ということでございます。条例定数75に対し、現在の水道の職員が56人ということでございます。これを今回条例定数を改めるに伴いまして、75人を19人減らして56人というふうにしたいというふうに考えております。そして、実数は現在考えているのは51人ということで調整をさせていただいております。先ほど議員が言われました説明会等では基本計画、基本計画の中で現在の職員数が49名ということでご説明をしておりました。しかしながら、契約事務、あるいは検査事務を進める中で当初は広域市町村圏組合に水道から1人派遣をしまして、広域の管理課の中で契約業務、そして検査業務をやるということでございましたが、水道の工事数が市の工事の約4割ぐらいに当たるということで、とても2名体制ではできないというようなことでございましたので、水道部の中に契約検査課を置きまして、49名から2人ふやしまして51名でスタートしたいということでございます。これが51名の内訳ということでございます。ただ、条例定数は56名にいたしますけれども、これにつきましては、災害等で他市あるいは県、国から派遣をいただいたような場合で、給与を水道で負担した場合には定数が1名加算されるということもございますので、災害対応として職員の実数よりも一般的には多目に条例定数を設定するのかなということもございます。

もう一点は、現在年金制度の改革に伴いまして、再雇用、再任用する場合にフルタイムで働いた場合には条例定数に加えるというような点もございます。こういった点もございますので、水道事業に限らず、一般会計におきましても、条例定数と実数についてはある程度の開きがあるというのが実態でございます。しかしながら、議員がおっしゃられるとおりに、我々としても秩父市についても料金改定の際に5年間は水道料金見直しをしないでやっていきますということで市民の方にご説明をさせていただきました。やはり人件費が高騰するということは収益的にも非常に厳しいということでございますので、今後実数の職員定数管理についてはしっかりとやっていって、職員数がいたずらにふえるというようなことを絶対避けるようにやってまいりたいと思いますので、ご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） 15番、神田武議員。

15番（神田 武議員） 今の説明のような説明会ではなかったのです。実数も私の記憶では50人だと。

今の話を聞くと小鹿野が定員が10人だとか何とか言っていますが、現況はそんなにいないのです。紙に書いてちゃんと説明もしているのです。減らすのだから。統合したら減らせるのがこれは当たり前なのです。そのための統合なのです。災害が起きたときよそから来てもらってどうのこうの、そういう理由はこの誰が見たっておかしいのです。困ったときは、管理者が専決処分です。災害があったときには、誰も議員も、住民も文句を言わないのです。こういうものが出てくると、私も今まで長い間議員やっていて、こういうときはこういうふうにするのだから、何とか理解してくれと言われますが、この書いたものが何ともなのです。私たち議員も、首長も改選でいなくなってしまうのです。それで、言っていることとやることが違うというのが住民から選ばれた者の一番の責務なのです。言ったことは絶対注視すると。そして、例えば100万円の工事のものを20本やると2,000万円、1,000万円の工事のものを20本やると2億円、本数が多いほど容易じゃあないのだけれども、金額がふえれば発注も楽なのです。だから、そのための統合なのです。工事量を上げるから職員がふえるのだなんて、そんなことは最初から工事量がふえるというのはわかっているのです。そうなら職員は削減しない、どんどんふやすのだと。これで説明してやるのが普通だけれども、それでは、そして今度は声を小さくして冷静に……

(何事か言う人あり)

15番(神田 武議員) 太田に視察に先ほど委員長が申したように行ってまいりました。そこで一番責任者の重い発言を聞いてきました。やはり統合、現況で料金をスタートして5年後に見直し、しかし今より絶対上げないでほしいと、こう首長さん方から言われたと。この秩父の広域の統合は5年後には幾らというのはないのです。だから、こんなことが通れば、何を私たちが言ったって住民は納得しませんよ。統合前と統合がスタートするという、こういう条例で。久喜管理者、何でこんなものが出せるのですか。

議長(小菅高信議員) 管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

久喜邦康管理者 神田議員にお答えいたします。確かにその辺のところの読みが甘かったかなというところが特に反省をするべきだななんていうふうに思いました。私も、その契約検査課をどうするかという処遇のところなんです。工事量が先ほどお話ししたように、市の3分の1ぐらいで膨大なものの検査をしていかなければいけないという、そういうところでどうしてもこれは人をふやさなければいけないという、そういうところの判断というのがあるときありまして、広域の中に持っていくということで、この組合の中にですね。水道も広域になるわけですけども、この中に契約課や検査課を持っていくという考え方もあって、そうするとその予定どおりいく予定だったのですが、でも、それがやはり専門性が要求されるという判断があるわけですね、水道管ということですので。ですから、そういうところでやっぱり広域水道局の中に置くべきではないのかなと。その辺のところのいきさつがございました。だから、そういうところで議員ご指摘のところは、私のほうの判断

の甘さというのがあったかもわかりませんが、いずれにしてもこのような形でスタートして、いずれはできるだけ人数を減らしていくというところで、可能な限り説明のとおり形の人数削減ということを目指してまいりたいというふうに思いますので、とにかくスタートするのがいろいろな問題が起こり得るところもございますので、ある程度幅を持たせた定員の中でスタートさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

15番（神田 武議員） 議長、ちょっと休憩してください。

議長（小菅高信議員） 何かありますか。何か休憩しなくてはならないこと。

15番（神田 武議員） はい。

議長（小菅高信議員） では、ちょっと休憩します。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時45分

議長（小菅高信議員） 再開します。

15番、神田議員。

15番（神田 武議員） 今の説明では納得ができませんが、それで管理者にお伺いをいたしますが、職員が言ってくると職員の立場と、住民に約束した一応49人からスタートすると紙にまで書いて秩父郡市の住民に納得していただいたと。それがいろんなことをつけ加えて51人でスタートで、今後56人にまでふやせると。一番肝心なことは、そして5年後に皆野・長瀬の今の水道料金より安く抑えるようにやれと職員に指示して管理者と一体となってやると。できるだけ努力なんていうのではこれはだめなのです。そういう考え、5年後に皆野・長瀬の水道料金より安くおさめると。こういう数字まで出して、職員と一体となって進んでいく方針と、そしてこの定員は当初のようにもう一回考え直して、この議案を修正していただく考えはないかどうか、この2点だけお伺いをいたします。

議長（小菅高信議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 定数はできるだけ削減していくという方向ということと、そしてその料金のほうも皆野・長瀬、今一番高いわけですから、そこをいかに抑えていくと。統一料金にしていくという、そういう方針でおります。定数に関しまして、その51という数字でスタートさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小菅高信議員） ちょっと休憩しましょう。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時48分

議長（小菅高信議員） それでは、再開いたします。

質疑がございましたら、発言願います。

5番、山中議員。

5番（山中 進議員） たびたび申しわけありません。5番、山中です。一遍に聞かさせていただき
ます。確認ですが、議案番号9、この資格要件についてこれは定めたものだと思いますが、せんだ
って秩父市議会でもこうした資格条件で条例が制定されたのですけれども、それと同じような内容
なのか。

それから、市町村圏組合の職員の給与の種類及び基準に関する条例ということは、用意ドンが、
給料が違ったまんま用意ドンするわけですけれども、これについても条例の趣旨からすると違うと
は思うのですが、こうしたことについてもやはり特殊なところできちっとやっぱりその辺を見てい
ただいてほしいなと思うところがございますが、これについても若干の答弁をお願いしたいと思
います。

それから、議案番号11号、これについては5年以内に料金改定があるということで、今神田議員
のほうでやはり余り大幅な水道料金の値上げは困るというようなお話でありました。本当にそのと
おりだと思います。やはり5年以内というと来年かもしれない。あるいは5年ちょうどかもしれない。
その辺の見通しについて。それから、もし上げるのであれば、この現行の各市や町のどのぐら
いのその値上げ率になるのか、もし案がありましたら、お示してください。

それから、財産についてはしようがないと思います。

それから、もう一つは定数の問題で13号です。56人で当面やっていくということなのだけれど
も……

（「51人」と言う人あり）

5番（山中 進議員） 定数は56でしょう。

（「定数は56」と言う人あり）

5番（山中 進議員） 定数は56だと言っているのです。だけれども、51人で当初はやっていくとい
うからこれはいいのです。ただし、プロパーで職員を募集しているはずですよ。その人を入れて51人
なのかということなのです。何名が採用されて、何名が派遣されてくるのか。この内訳についてお
願いしたいと思います。

それから、総則というよりは、4ページ、5ページなのですけれども、年間総給水量とありますが、そういう中で先ほど15番議員の神田議員のほうから出ておられましたけれども、有収率の問題です。有収率で、人口がだんだんと少なくなるわけで、2040年の話すると4万3,000人とか4万5,000人になりますから。それでいて早くやらなければならないというようなお話でございました。だから、それと例えば有収率回収されるのかどうか大きな問題だと思います。だから、それらを含めて今後の。例えば向こう10年間国庫補助でそういった工事をやるのか、はたまたこの細かいところの説明書を見ると、大変広範囲にわたって工事請負が入っているわけです。それも安いお金ではないです。例えばA、Bルート。皆さんわかりますか、Aルート。耐震管で土木事務所から東電のところとか、大野原とかという話があります。それと大きな配水池の問題としては、やはりミューズパークに設計、工事業務委託料なんてあります。そういうことが出ている以上は、この予算がもう既に厚生労働省の、あるいは国の補助率が3分の1で30%に本当にこれに反映されているのかどうか、この点についてご答弁をお願いします。

議長（小菅高信議員） 水道部長。

（高橋 進秩父市水道部長登壇）

高橋 進秩父市水道部長 山中議員のご質問に対しまして順次お答えさせていただきます。

まず、議案の38ページ、議案第9号、布設工事監督者等の資格基準に関する条例でございますけれども、この資格基準につきましては水道法に規定ございまして、水道法の規定どおりの規定を条例で定めさせていただくというようなことでございます。

次に、議案第10号、41ページでございますけれども、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例ということで、こちらにつきましても広域市町村圏組合の一般職の職員の給与と同等の給与を企業職員についても定めるということで、一般職職員の給与を準用すると、例によるというような形で定めさせていただいております。

次に、議案第11号、給水条例の関係なのですけれども、料金の改定の見込み等については、現在特にございませぬ。

続きまして、69ページ、定数条例の関係なのですけれども、69ページの議案第13号の中段、第2条の定数の関係でございますけれども、派遣する職員は49名ということでございます。広域のプロパーとして2名採用するので最終的には51名になるというようなことでございます。

（「そういう説明が欲しかった」と言う人あり）

高橋 進秩父市水道部長 はい、申しわけございませんでした。

続きまして、予算及び予算説明書の4ページ上段の年間給水量、年間平均給水量との関連で有収率の問題ということでございますけれども、現在秩父地域の有収率が特に秩父市のほうが低くて70%ぐらいということでございます。これを今から20年間の間に全国平均よりも上回るというような形で95%近くまで持っていきたいなということで、目標は定めております。料金回収率が今まで

著しく低かったため、料金回収が進まないということで有収率下がっていたところでございます。今回国庫補助も得て、出資金も得て工事を進めるということでございますので、ぜひ年々有収率のほうは向上させていきたいというふうに考えております。既に実は料金改定を秩父市のほうが行ったのですけれども、平成25年度に6,300万円あった漏水箇所の修繕費については、平成27年見込みは3,900万円から4,000万円ぐらいでおさまらるだろうと工事の修繕件数あるいは修繕費がかなり落ちておりますので、資金不足が解消し、積極的に耐震改修を行っている成果というのは徐々に出つつあるのかなというふうに考えております。

それから、国庫補助活用してということなのですが、国庫補助が対象経費の3分の1弱ということで、残りの3分の2のうち3分の1を一般会計から出資をいただければ、その2分の1が交付税措置が受けられるというようなこともございますので、この国庫補助金を極力この10年間でフルに活用させていただいて今までちょっと耐震改修がおくれた部分を取り返していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） 5番、山中議員。

5番（山中 進議員） 5番、山中です。わかりました。条例については、やはりこれは決めなければならぬものだと思っておりますから理解はしているところですが、やはりこの水道給水条例については、5年をめぐらぬというのですけれども、やっぱりそういったものの腹づもりがあったのではないかとということで質問させていただきましたけれども、明快なお答えはなかったようです。

それから、定数条例についてはわかりました。できれば、そういった技術を持った人たちがやはり今後この広域で水道事業を滞りなくやってもらうためには、そういった技術者が絶対必要だと思うのです。だから、そういったときにやはり広い心を持って、もしその今の市の職員、あるいは町の職員が頑張ってみるといふ方がいた場合にはやはりその給料などの条件についてもきちっとやっぱり面倒を見てほしいなと思っております。

それから、この予算の関係でございますけれども、やはりこの有収率で一番問題あるのは秩父市だって認めているわけです。それでいて、この漏水管を取りかえていくという事業についても、やはり各町よりか市の負担のほうが大きいわけです。では、そういったときに市としてはきちっとやっぱりそれを見ていかなければならないと。だから、繰り出しを多くするとか、出資金を多くするとかという形を見ていかなければならないと思うのです。そうしないと、やはりこれはせっかく広域化したところで、やはり広域された側、小鹿野町にしろ、横瀬にしろ、長瀬にしろ、皆野にしろ、やっぱり住民が……

（何事か言う人あり）

5番（山中 進議員） したほうが、どっちでもいいのですけれども、やっぱり負担はかぶるのです。これは、負担は大きくなるのです。30億円の秩父市は起債を抱えてお嫁入りするわけですから、こ

れを皆さん見るわけです。そしたら、必然的に住民の皆さんはこの負担をしょわなければならないという、この現実です。だから、そういう中でこの秩父市の有収率をここに95%に上げるなんて、本当に私は20年たったらできるのか。本当に甚だ疑問を感じます。10年のうちにこの3割が国庫補助だと。出資金あるいは繰出金の一般会計で出していただいて、そのうちの半分が本当に補助が出るのかどうか。そういったことまで含めると、やはり非常に不安な気持ちになって、はい、そうですかというわけにいかないのです。その辺のやはり確約がとれるかどうか、もう一度伺いいたします。

議長（小菅高信議員） 水道部長。

（高橋 進秩父市水道部長登壇）

高橋 進秩父市水道部長 ただいまのご質問についてお答えいたします。

国庫補助が3分の1必ず10年間入るのかという点もご心配な点があるかと思うのですが、こちらについてはやはり国のほうの予算の確保の問題と、あるいはほかの地域でこれから広域化する団体が極端にふえてきたような場合には、その国が獲得する予算と配分する予算の関係で必ずしも我々が予定しているというのが絶対に確保できるということは言えないかと思っておりますけれども、我々としても陳情活動を行ったりしながら、国の予算の獲得について努力をさせていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） 5番、山中議員。

5番（山中 進議員） 5番、山中です。本当にそういう不安な気持ちを抱えたまんま、これ、やっていいのかどうかということなのです。やっぱりみんなに安心してこういう安心安全の水を供給するといったら、そういうことまで含めてきちんと将来にわたって見通しのある水道行政を望みます。こういうことについて誰かご答弁をお願いいたします。

議長（小菅高信議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 国と自治体とのお約束でいろいろな行事が行われたわけです。そういう流れの中の一環の一つでございますので、国からそういうふうな形でお約束していることを信じて我々は進んでいかなければいけないという流れの中で確保できるという確信を持って進めてまいります。

以上です。

議長（小菅高信議員） ほかに質疑のある方はございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議題となっております7件の議案については、会議規則第36条第1項の規定

により水道広域化調査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(小菅高信議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は水道広域化調査特別委員会に付託することに決しました。

○議員提出議案の報告

次に、議員から議案の提出がありましたので、報告いたします。

書記に朗読いたさせます。

(千嶋 浩書記登壇)

千嶋 浩書記 ……(朗読)……

議員提出議案第1号

秩父広域市町村圏組合議会委員会条例の一部を改正する条例について

地方自治法第112条及び秩父広域市町村圏組合議会会議規則第13条の規定により、次のように提出します。

平成28年2月24日

提出者 秩父広域市町村圏組合議会議員 落合 芳 樹

賛成者 秩父広域市町村圏組合議会議員 木 村 隆 彦

同 大 嶋 瑠美子

秩父広域市町村圏組合議会議長 様

議長(小菅高信議員) ただいま報告いたしました議案はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(小菅高信議員) 次に、議員提出議案第1号を議題といたします。提出者に説明を求めます。

落合議員。

4番(落合芳樹議員) 議員提出議案第1号につきましては、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴い、新たに水道事業の経営に関する事務が加わることから、常任委員会の所管について改正を行うものでございます。一部改正条例をごらんいただきますと、改正後の厚生衛生常任委員会の所管事項に5として水道事業に関する事項が加わるものでございます。全議員の皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

以上でございます。

議長(小菅高信議員) 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(小菅高信議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(小菅高信議員) ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(小菅高信議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(小菅高信議員) 総員起立であります。

よって、議案提出議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

○散会の宣告

議長(小菅高信議員) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回の日程の報告をいたします。3月23日午前10時から議案審議を行いますので、定刻までに参集願います。

これをもちまして、散会いたします。

散会 午後 3時09分

平成28年3月23日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

(第2日)

平成28年3月23日午前10時開議

第 1 議席の指定

第 2 諸報告

第 3 議案第8号から議案第13号及び議案第16号一括上程

委員長報告 水道広域化調査特別委員長 落合芳樹 議員

委員長報告に対する質疑、討論、採決

(開会 午前10時00分)

出席議員 (16名)

1番	浅海	忠	議員	2番	大久保	進	議員
3番	木村	隆彦	議員	4番	落合	芳樹	議員
5番	山中	進	議員	6番	高野	宏	議員
7番	小櫃	市郎	議員	8番	荒船	功	議員
9番	内藤	純夫	議員	10番	大野	伸恵	議員
11番	若林	光雄	議員	12番	四方田	実	議員
13番	岩田	務	議員	14番	大島	瑠美子	議員
15番	神田	武	議員	16番	小菅	高信	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

久喜	邦康	管理者
福島	弘文	副管理者
富田	能成	理事
石木戸	道也	理事
大澤	夕キ江	理事
森	真太郎	事務局長
梅澤	茂	消防長
町田	達彌	会計 管理者
平沼	邦夫	事務局 次長兼 会計課長
坂本	哲男	消防本 部次長
赤岩	和彦	消防署長
吉岡	康明	専門員兼 指令課長
大澤	保夫	専門員兼 予防課長
富田	豊彦	管理課長
柳井戸	直樹	福祉保健 課長

森	下	今朝八郎	業務課長
野	澤	好博	クリーンセンター長
今	井	祐二	環境衛生センター長
小	林	幸一	総務課長
山	口	亮一	警防課長

参考人として出席した者の職・氏名

高	橋	進	秩父市水道部長
高	野	明生	秩父市水道広域準備室長
古	屋敷	光芳	秩父市水道業務課長

職務のため出席した事務職員

富	田	豊彦	書記長
千	嶋	浩	書記

午前10時00分 開議

○開議

議長（小菅高信議員） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（小菅高信議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○議席の指定

議長（小菅高信議員） まず、議席の指定を行います。

今回組合議会議員の任期満了に伴い、新たに組合議会議員になりました若林光雄議員、四方田実議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指名いたします。

議席番号と氏名を書記に朗読いたさせます。

（千嶋 浩書記登壇）

千嶋 浩書記 朗読いたします。

11番 若林光雄議員

12番 四方田実議員

以上でございます。

議長（小菅高信議員） ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

それでは、新たに議会議員になりました方にご挨拶をお願いいたします。

まず、11番、若林光雄議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

（11番 若林光雄議員登壇）

11番（若林光雄議員） 11番、若林光雄です。今度初めて広域議会議員としてお世話になります。委員会は、厚生衛生委員としてお世話になります。よろしく願いいたします。（拍手）

議長（小菅高信議員） ありがとうございました。

続きまして、12番、四方田実議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

（12番 四方田実議員登壇）

12番（四方田実議員） 12番、四方田実と申します。今回広域の議員に皆野のほうから推挙していただきましたけれども、平成24年の3月から2年間、この広域の議会のほうにもお世話になっておりまして、先ほど「お帰りなさい」と言ってもらったのですけれども、そのときは火葬場もちょうど設計段階で、大変難しい時期だったのですけれども、2年置きまして設計もうまくいって、順調に稼働、またきょう見学させてもらえるということで、まことにご同慶の至りだと思っております。

今度は水道の事業もこの広域のほうに入ってくるということなので、また大変難しい時期だと思いますけれども、皆様のご指導をいただきながら一生懸命やらせていただきたいと思います。どうかひとつよろしく願いいたします。(拍手)

議長(小菅高信議員) ありがとうございます。

○諸報告

議長(小菅高信議員) 次に、諸報告を行います。

まず、常任委員会委員及び特別委員会委員の指名についてご報告いたします。皆野町から新たに選出されました2名の議員について、議長において四方田実議員を総務常任委員会委員に、若林光雄議員を厚生衛生常任委員会委員に、若林光雄議員を水道広域化調査特別委員会委員に指名により選任いたしましたので、ご報告いたします。

以上で諸報告を終わります。

○発言の訂正

議長(小菅高信議員) ここで申し上げます。

15番、神田議員から過日の議会中の発言を訂正したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

15番、神田議員、ここでやってください。

(15番 神田 武議員登壇)

15番(神田 武議員) 去る2月24日定例議会において、水道広域関連議案の質問で、「5年後に皆野、長瀬の水道料金より安く抑えられないか」の質問をいたしました。現在の秩父市の水道料金より安く抑えられないかの間違いで、これを訂正させていただきます。

以上です。

○議案第8号から議案第13号及び議案第16号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

議長(小菅高信議員) 次に、議案第8号から議案第13号及び議案第16号を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

落合水道広域化調査特別委員長。

(水道広域化調査特別委員会委員長 落合芳樹議員登壇)

水道広域化調査特別委員会委員長(落合芳樹議員) 4番、落合でございます。水道広域化調査特別委員長報告を行います。

今期定例会で本委員会に付託された議案7件について、審査の経過及び結果につきましてご報告申し上げます。審査に当たりましては、3月18日に委員会を開催し、当局関係者の出席を求め、慎重審査を行いました。

初めに、議案第8号 秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会条例について申し上げます。本案は、当局の説明を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号 秩父広域市町村圏組合水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について申し上げます。本案は、当局の説明を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号 秩父広域市町村圏組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について申し上げます。本案は、当局の説明を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号 秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例について申し上げます。本案につきましては、当局より資料の提出があり、新たに導入されるクレジット払い制度の概要について改めて説明を受けました。配付された資料につきましては、皆様のお手元に配付させていただきましたので、ご了承願います。本案を審査する中で、第31条の中に管理者が必要であると認めるときとあるが、これがクレジット払いなのか、ほかにないのかとの質問に対し、条文中地方自治法第231条の2第6項の規定による指定をしたものによる納付の方法とあるが、今回のクレジットカード払いのみであるとの答弁がなされました。また、13カ月決済されなかった場合、登録が取り消しになり、再度の登録が可能ということであるが、どのくらいの期間が必要かとの質問に対し、取り消しになった場合、ヤフー株式会社から申込者宛てに電子メールが届き、そのメールが届いた後に再登録が可能であるとの答弁がなされました。本案は、当局の説明を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号 秩父広域市町村圏組合行政財産の使用料に関する条例について申し上げます。本案は、当局の説明を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号 秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う関係条例の整備に関する条例について申し上げます。本案につきましては、当局より資料の提出があり、広域化後の組織について及び経営改善の方向性について改めて説明を受けました。配付された資料につきましては、皆様のお手元に配付させていただきましたので、ご了承願います。本案を審査する中で、新たに契約検査課を設けるが、今後10年間で333億円の工事をしていくこととなるが、計算上4人必要なところを3人で大丈夫か。必要なところには必要な人員配置を行わなければならない。事業に支障があっては困るとの質問に対し、1名減らして3名にしたが、まず平成28年度は3名で対応してみても状況に応じて検討していきたい。また、広域組合内に契約検査課ができることで将来的に市、町の契約業務、検査業務を担うことができるような方向性も出てくると考えられることから、うまく進められるよう考えていきたいとの答弁がなされました。また、定数は56人で、51人でスタート

すると聞いたが、地方自治法から見て議案の根拠がなくなる。この条例は、定数を56人で守っていくというものであるので、51人以上はふやさないということになると根拠がなくなるとの質問に対し、管理者の答弁で、51人でスタートさせていただきたいとのことであり、我々としてもこの方向でやっていきたい。また、定数条例の人数の定めは、一般的には定数の上限という考え方であるため、どこの自治体でも定数と実数がイコールではなく、実数のほうが少ないと考えているとの答弁がなされました。また、それはわかっているが、当初は49人でできるということだった。予算を見ても49人でできないことはないと考えられるため、減らすことはできないのかとの質問に対し、当初予定していなかった契約検査課を水道局に配置することとなったため、51人となった。水道本体に従事する職員は48人で、当初計画と変わっておらず、新たな組織を配置することとなったための増員であるので、ご理解いただきたいとの答弁がなされました。また、人員配置案の中で新採職員2名とあるが、どのように配置し、育成していくのか。また、新採職員については専門職あるいは一般職なのかとの質問に対し、工務課、浄水課のいずれかの課に配置し、職場内で研修しながら養成していきたいと考えている。今回採用した職員は専門職で、電気の資格を持っているとの答弁がなされました。また、51人のうち49人は市、町からの派遣になるが、今後事業がふえていく中でも人数を減らしていく計画となっており、減らしながら中身を充実させる必要があると思うが、その辺の考え方や方向性はとの質問に対し、今後は施設の外部委託も考えられることから、受注者側の専門知識を有した職員とも対等以上に渡り合えるような専門的な職員を養成していきたいとの答弁がなされました。また、契約検査課の人数について、3名で本当に大丈夫かという心配もあるが、3人にこだわらず、柔軟性を持った人員配置をしてもらいたいとの意見がありました。本案を採決するに当たり、委託をふやして委託経費がどんどんふえているのに、職員が減らされていないため、反対するとの反対意見が出されました。一方、契約検査課が新設されるため、3人ふえたとの説明があり、実質48人のところ、51名になった。また、将来的な職員体制の説明も受け、将来にわたってきちんとした運営ができる組織体制をつくっていくということが確認できたので、賛成するとの賛成意見が出されました。本案は、挙手採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第16号の審査の前に当局より資料の提出があり、主要な準備事務の進捗状況について説明を受けました。配付された資料につきましては、皆様のお手元に配付させていただきましたので、ご了承願います。

次に、議案第16号 平成28年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算について申し上げます。本案を審査する中で、5年後に統一料金となることになっているが、目標料金はあるのかとの質問に対し、平成27年3月30日に締結した秩父地域水道事業の統合に関する覚書で統合時の水道料金は統合前のそれぞれの水道料金とし、5年以内に統一するというようになっており、現在のところ特に料金設定の目標は定められていないとの答弁がなされました。これに対し予算が議案として提出

されているのに目標が定められていないのはおかしい。目標を持ってやるのが基本ではないのかとの質問に対し、提案の趣旨も踏まえ、今後しっかりとやっていきたいとの答弁がなされました。また、広域化後の包括業務委託による費用削減効果を具体的に伺いたいとの質問に対し、導入を考える際の節減効果として1,200万円程度の節減に将来的にはつながっていくのではないのかということで導入を考えたとの答弁がなされた。反対にふえてしまっているとの質問に対し、平成27年度の水道事業会計の合算値が30億2,835万1,000円で、平成28年度予算は28億8,676万円となっており、27年度よりも減っている状況となっているとの答弁がなされました。また、包括的業務委託による削減効果を説明いただきたいとの質問に対し、包括的業務委託を行うことで職員に余力を生み出すことができることから、本来人員を増員して行わなければならない国庫補助事業などの大規模工事などについても人員の増員については厳しい状況であることから、包括的業務委託により対応していくものであるので、ご理解いただきたいとの答弁がなされました。また、設計業務の委託がふえているのに対し職員が減っていない。委託に出した分、職員の仕事が減っているのではないのか。また、簡単なものまで委託しているように思えるがとの質問に対し、従来以上に国庫補助事業等による工事量もふえていることから、対応し切れない部分を委託した。また、現在公共事業の品質確保に関する法律が施行され、工事に対する要求基準が以前とはかなり変わってきている。特に国庫補助事業では会計検査院の検査も入ることから、補助金の返還等が起こらないよう国の水準による要求に対して成果を出していかなければならないことから、慎重な対応が必要であり、委託も必要であるとの答弁がなされました。また、工事については優先順位をつけて行うのか、また優先順位のつけ方はどうか、それによる圏域内での偏りは起こらないのかとの質問に対し、予算調整前に翌年度の実施工事を担当者間で調整し、決定していく。また、偏りが起こらないよう調整しながら進めていくとの答弁がなされました。また、施設整備基本計画に示されている年度別事業費と本予算では変わっているのか。また、建設改良費関係で基本計画にうたわれている新設する施設等については、整備の際に実情に合った方向に見直しを行うのかとの質問に対し、基本計画の事業費は平準化されているため、差が出ている。施設整備の関係については、実情に合った形で見直しを行うとの答弁がなされました。本案を採決するに当たり、事業会計の職員は一生懸命仕事をして効率が上がって数字があらわれる。これは、働く職員にとって何よりのことである。本予算は、委託をどんどんふやしているのに職員が減っていない。これはおかしいと考えるという反対意見が出されました。一方、統合後初めての予算ということであり、この予算の中で精査しながら無駄を省き、成果を上げていただきたい。この予算でお願いしたいとの賛成意見が出されました。本案は、挙手採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が本委員会の審査の概要と結果でございます。

次に、この特別委員会の終結について協議を行いました。平成28年4月1日から当組合での水道事業が開始されますことを踏まえ、協議した結果、水道広域化調査特別委員会は本定例会をもって

終結することに決定いたしました。

以上、本委員会の審査の概要と結果について申し上げた次第でございますが、審査した7件を原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。何とぞ本委員会の決定のとおりご賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

議長（小菅高信議員） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

5番、山中議員。

5番（山中 進議員） 5番、山中です。2点ほどお伺いいたします。

1点は、定数条例に関係するところなのですが、定数が56ということで、これについてけんけんがくがくの議論があったのですが、将来的にこの56でいくのかどうかという議論はなかったのですね。それから、ちょっと不安になったのは、当局の答弁の中で委託できるものは委託してしまうと。そういうことを考えると、定数も少なくなるだろうという見通しのような答弁があったのですが、これについてどういう話があったのか確認させてください。

それから、予算も含めてですけれども、51人の計画でこの広域化が進められてきたわけですが、例えば4月1日から広域化します。そうしたときに、この予算の中で、例えば10年間は国のほうから補助金があるから工事を進めていくのだといいながら、市民や住民に対してその10年の計画が示されているのかどうか、この辺が委員会で出たのかどうか確認させてください。

議長（小菅高信議員） 委員長。

水道広域化調査特別委員会委員長（落合芳樹議員） こちらご答弁申し上げます。

まず、定数の関係ですが、これ確認という意味で、定数は56ということで、それから実数は51人でスタートするというので、将来的にはだんだん少なくなるのかというような感じを私は受けました。はっきりとしたその辺の何年に何人に減らしていくというような答弁はなかったと思います。

それから、施設整備基本計画というのがあるのですが、今山中議員がおっしゃったとおり国のほうからの補助金は333億円の3分の1、111億円が来るわけですが、その計画には年度別事業費ということで載っているわけなのですが、それが今度は今年度の予算が載ってきて、若干差が出るのは、先ほど委員長報告でも言いましたけれども、整備の際に実情に合った方向に見直しをする関係でその計画と当初予算が違ってくると、そういうような説明がありました。

以上です。

議長（小菅高信議員） 5番、山中議員。

5番（山中 進議員） 丁寧に、委員会に出ていましたから、その辺はわかるのですが、ただ定数のほうについてはちょっと不安を感じたものですから、将来的には減らしていくのだというような、減らしながら、なおかつ委託するというような話があったものですから、例えば市内の業者あるいは町内の業者の皆さんを指導しながら、組合化したり法人化しながら、そういった方たちに

委託するのならいいけれども、今のまだ秩父市の水道ですよ、安いかってよその九州のほうだか群馬のほうだか委託してやっているわけです、関係ないといえば関係ないのですけれども。でも、そういうことではなしに、やはり計画的に広域化を進めるのであれば、実際には市内の業者、町内の業者を指導してそういう形に持っていくことも大事だと思うのです。これは指摘しておきたいと思います。定数的にはそういう不安があると言っています。そういうことは実際に話し合われたかどうかということと。

計画について、やっぱり10年の補助事業ということであれば、10年間の計画が出ているはずなのです、どこそこは何をやる、かにをやるというのが。例えば聞いた話によると、ミューズパークにすごい配水池をつくるのだけれども、ここにもお金がかかるからということで、そういう計画もあるみたいなのだけれども、それが何年にできるのかというような、計画性を持ってやっているのでしょうかけれども、そういう計画が果たして皆さんに……

(「こういうのがあったじゃない」と言う人あり)

5番(山中 進議員) だから、正味は市民がもらっているかどうかということですよ。その辺聞きたいと思います。

議長(小菅高信議員) 山中議員は、水道広域化の特別委員でないで、委員会に出ていましたという発言はちょっと訂正してください。傍聴してましたというのなら、わかるけれども。

山中議員。

5番(山中 進議員) 傍聴はしてましたけれども、出ていませんでした。訂正しておわびさせていただきます。

議長(小菅高信議員) 委員長。

水道広域化調査特別委員会委員長(落合芳樹議員) 山中議員がおっしゃったことは、意見ということであろうかと思いますが、山中議員がおっしゃったような議論はありませんでした。

5番(山中 進議員) 以上です。

議長(小菅高信議員) ほかに質問なさる方はございますか。

(「なし」と言う人あり)

議長(小菅高信議員) 以上で委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は、まず反対の討論からこれを許しますが、反対の討論の方。

5番、山中議員。

(5番 山中 進議員登壇)

5番(山中 進議員) これ一括してですよ。

議長(小菅高信議員) 一括してやってください。討論は、この1回だけですから。

5番(山中 進議員) はい。5番、山中です。きょうここへ来ながら思ったのですけれども、子供

のころ、水道の蛇口がないものですから、よく川に、井戸に水くみに行ったなど。だけれども、大きくなって田舎に帰ってきたら、水道があって蛇口ひねると水が出る。この安心感というのは、やっぱりどこ行ってもあると思います。そして、何よりも安全安心でおいしい水が飲めるという、特に秩父はうまい水が飲めるということに関しては、やっぱり自信持って言えることだと思います。前段はそのぐらいにして、私は水道広域化、これについて反対の立場から討論に参加させていただきます。

こうした重要な問題は、1年足らずでやるのではなく、やっぱり5年、10年とかけた計画的に進めていく必要があると思います。私もこの広域化について、将来的なことを考えれば、まるっきりだめだとは言いきれません。そうした意味では、1年間でそれ行けどんどん、やれ行けどんどんで進めてしまう。何よりも地域によっては未給水地域もあるのです。まだ自分でホースを引いて水を使っているところもあるのです。そういうところを積み残したまんま進めてしまっているのです、この水道事業は。これで本当にいいのかどうか。疑問を投げかけておきます。

広域化が必要となっていると、理由の中では人口の減少や節水型社会、特に秩父市なんかは節水したから水道の収益が上がらないというような話なさっているのです。そうした環境型の社会への移行に伴って料金収入の減少が見込まれることや、いまだに石綿管が埋設されている秩父市の水道、そうした老朽化した水道管、さらにはこれから浄水場も老朽化してくるということで、管路の更新など、それから3.11のような大きな災害で、それに耐え得る施設が必要だということと、やはり何かあったときの応急的な給水、復旧が必要である事業に財源確保が必要であるということで、向こう10年間計画を立てれば、国のほうから3割の補助がされるということで……

(「3分の1」と言う人あり)

5番(山中 進議員) 3分の1、ごめんなさい。それが補助があるということで進められてきている。広域化しても、その3分の1が10年間あったとしても、その計画が果たして市民や住民に伝わっているのかどうか。そして、計画的にそれが進められるのかどうか。甚だ疑問であります。

先ほど言われました、あなたはこの計画書を見ていないのかと。私は、目を通さなければこういうことは言えません。だけれども、一般の市民や住民がそれを知っているのかどうか、これが大事なのです。そうした補助で進めようとしている。計画も見えてこない。さらに、委員会でも議論されました職員の定数の問題で。しかしながら、今言えることは、技術者がこれから大量に退職されていくというお話です。そうした技術や経験を持った職員の確保、これも大事なことだと思います。そして、プロパーでそうした人たちを育てていくというような、そういうお話がありました。しかし、そうしたことを片一方でやりながら、今集まっている人たちは派遣なのです。だけれども、市も町も同じではないのです、職員の待遇は。そうした職員の処遇までそのままにして進めていくのが、スタートするのが本当に許されるのかどうか。私は、納得がいきません。

さらに、予算についても、各自治体の負担金や出資金に頼らざるを得ないというところも、これ

は現実だと思えます。そうした中で、秩父市は浦山ダムの割賦金をそのまま残念ながらこの水道会計に入れているのです、半分は出しているとはいっても。そうした問題。それから、もう一つは、多額な起債、これも他町の皆さんに押しつけている。これが現実なのです。そうしたことを積み残したまま広域を進めて本当によいのかどうか。私は、予算及び関連する議案も含めて反対とさせていただきます。よって、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号及び議案第16号に反対いたします。

以上です。

議長（小菅高信議員） 次に、賛成の立場で討論する方はございますか。

1番、浅海議員。

（1番 浅海 忠議員登壇）

1番（浅海 忠議員） 1番、浅海忠でございます。私は、議案第8号から議案第13号まで及び議案第16号 平成28年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算の7件の議案に対し、賛成の立場で討論に参加いたします。

ご承知のように、この7件の議案は秩父地域1市4町で構成する秩父広域市町村圏組合に1市2町1組合の水道事業を統合するものであります。平成25年3月、国から公表された新水道ビジョンでは、これまで国民の生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵を今後も全ての国民が継続的に享受し続けることができるよう50年、100年後の将来を展望した上で水道の将来像を明示するとともに、目指すべき方向性や実現方法を示しています。この中で、水道事業の運営基盤強化を図るための取り組みとして、新設または更新すべき施設の統廃合や再配置の検討が必要となり、その際には事業の広域化が有効な手段と考えられることから、水道事業者は積極的に近隣水道事業者との広域化の検討を進めることが望まれますと示されています。水道の広域化は、料金収入の安定化やサービス水準等の格差是正、安定水源の確保、施設余剰能力の有効活用、災害、事故等の緊急時対応力強化等の大きな効果が期待できます。さらには、人材、資金、施設、情報、水資源等の経営資源の共有化と効率的活用、スケールメリットを生かした事業運営により技術の継承を含めた運営基盤の恒久的な維持向上と水道利用者への均一で質の高いサービスを安定的に提供することが可能となるなど、その効果が期待されています。秩父地域でも少子高齢化が急速に進み、給水収益の減少、老朽化した施設の更新、また広大な地域のため施設の維持には相当な費用がかかります。秩父地域1市4町では、定住自立圏協定の中でさまざまな連携を図ってまいりました。この水道事業においても同様であります。今回の統合により、計画的な施設の更新や耐震化の推進、水道料金の統一、効率的な施設の統廃合、国からの交付金の有効活用や民間技術を活用した官民連携など、経営基盤と技術基盤の強化を図ることができます。秩父地域の住民に対して安心安全な水道水を安定的に供給できる体制を構築することが秩父地域全体の発展に寄与するものであり、将来の県水道への統合への基礎となるものであります。反対の討論の中に、協議する時間が短いとの意見がありました。既に

広域化に取り組んでいる先進地の視察も含め各地の事例を参考としたため、研究や協議する時間は短縮することができたわけであります。けさのNHKテレビで全国的な水道の危機的状況が放映されました。国と自治体の取り組みについて本気度が問われるとのテレビ放映でありました。

以上のことから、秩父広域市町村圏組合にこの水道広域化について、私は議案7件に対しまして賛成をして、秩父地域の水道事業が発展し、住みよい地域づくりができることをお願いしまして、賛成の討論といたします。

以上です。

議長（小菅高信議員） ほかに反対の立場で討論される方はございますか。

15番、神田議員。

(15番 神田 武議員登壇)

15番（神田 武議員） 反対討論をさせていただきます。

8号から12号までは、全く異論がなく、特別委員会でも賛成をいたしました。13号も、定数のところだけ反対をさせていただきました。そして、議案第16号 平成28年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算、これが全面というか、一部反対なわけであります。そして、小鹿野全員協議会には高橋水道部長さん初め準備室の皆様にはたびたびおいでをいただき、議員の鋭い反論というか、質問に誠心誠意答えていただき、統合の運びとなりましたことに厚く感謝を申し上げます。そして、小鹿野町でも全町6地域に分けて毎晩毎晩町長を初め全員の幹部が出席して水道の説明を行いました。私も一議員として全部の会場に足を運び、町民の声を自分の耳で聞いてまいりました。そして、反対運動も会を結成をされ、瞬く間に4,500人の反対署名を集めて、私にもぜひ反対をしてくれと、こうお願いをされました。しかし、小鹿野町も秩父郡の中で圧倒的に安い料金で今のところやってきております。そして、この10年間ぐらいはそんなに上げないでも済むと思います。しかし、20年後、30年後には、秩父市と比べて1戸当たりの配水管が小鹿野は倍もあるのです。そうすると、昔のように井戸水を飲んだり沢の水を飲む、こんなことになっては私たちの今の責務が果たせないのです。だから、この定例議会の中の設置条例でも賛成討論をさせていただきました。そして、浅海議員の先ほどの賛成討論も全く私も同じなのです。しかし、この統合は何のためにやるかと。これは、先ほど来も出ておりますが、どんどん人口が減り、水道料金が減り、老朽化した設備を更新する、そして国から3分の1の補助金をもらう、その条件に国でも統合することと、そして効率化を図り、水道料金を抑制すると、こういうことで国から3分の1の補助金がもらえるわけなのです。そして、執行部の皆さんも私たち議員も、秩父郡市の10万人の人のためにいかに5年後に料金の抑制を図るかが最大の問題なのです。そして、何回も何回もこの表を見せていただきまして、小鹿野では統合すれば人員の削減が図れて大きな効果が上がると、現在50人が、スタート時の平成28年には、1人ですが、減って、49人になると、そして5年後には17人の削減が図れると。厳しい中でも私はこの紙に書いてあることを信じて、小鹿野議会でも賛成をし、討論までいたしました。そして、

今回の議会の資料を見るまで51人になるなんていうことは全く知らなかったのです。それから、11月に私も広域の議会にお世話になるようになりました。そして、包括業務委託と、この説明を受けました。そして、何人かの議員がこれに質問をいたしました。私も質問をさせていただき思いましたが、執行部からこの包括業務委託は予算で通っていると、こういう話をお伺いして、やめました。しかし、直営で業務をやるのがいいのか、委託をするのがいいのか、説明をしてくださいと終わった後お願いをしました。その後、私の家まで来ていただきまして、説明をいただきました。そして、この資料の2枚をいただきました。全部読むとなかなかわかりづらいので、簡略して説明をさせていただきますが、今まで4事業体とも野外で行う検針業務は全部それぞれの形で正職員でなくやっております。これは、そのとおりだと思います。だから、そっちの分はカウントしない。屋内でこの業務に正職員が携わっている、これとの委託の対比であると。そして、正職員が秩父では6人、横瀬町では0.2人、そしてそのほかに臨時職員を2名雇って277万円のあれでやっていると。これが一番経費のかからない方法なのです。そして、皆長が2人、小鹿野が1.2人、合計で9.4人、そしてこの正職員の人件費が1人当たり800万円でカウントすると。こういう試算で対比すると、委託したほうが約1,200万円の削減ができると。私は、この説明を聞いて、これもこの定例議会に1,200万円の削減ができると、これを信じて資料を見せていただきました。しかし、全くこれはないのです。先ほど話したように、9.4人の職員の削減があって、初めて1,200万円の経費が削減できるわけなのです。それが私の最初のあれからいけば、2人ふえているのです。委託すればするほど経費はふえるのです。9.4人800万円で計算すると7,520万円なのです。これだけこの予算案ではふえているということなのです。

それから、この予算書の説明のところ、45ページ、ここに委託費は2億5,277万円あります。これは、水道管を埋ける設計費と、また工事を発注して工事をやる監督業務の委託費なのです。そして、今まで4事業体の中で聞いてみますと、1事業体は全部自分のところの職員で設計もいたし、監督業務をいたし、また1カ所は両方をやっていたと、こういうことなのです。何とか人員の削減はいいから、委託費を自前の職員でやればできるのだから、この予算は変えなくてもいいから、そこを壇上で答弁して約束していただければ、賛成討論をいたしますときのうまでお願いをいたしました。私の思いは通らないわけです。そして、この公営企業の職員は一般会計の職員より非常にやりがいがあるのです。数字で努力したものがあらわれるのです。これを何本か職員が自分たちでやれば、委託するものが3,000万円、5,000万円、私たちの努力で経費が浮いたと。これは、まさに職員にとって仕事の充実感、ただお金をもらえるだけではないと思うのです、職員は。一生懸命仕事をして、公務員は住民の思いに応えることが私は必要だと思うのです。執行部も議会も料金の抑制と全く同じなのです。利害が反するわけではないのです。そして、5年後の料金を設定しないまま始めてから考えますよと。一般の企業でもこんなことはないのです。子供だってスポーツを一生懸命やる子、また何をめざす子、みんな目標を持って、オリンピックにこんな小さいうちから出よ

うという子供は一生懸命それを目指して何十年間も努力するのです。目標を持ってもなかなか目標にならない場合もあるのです。しかし、目標を持たなければ、挑戦をしなければ、なし得ないので。私たち議員も落選してもいい覚悟で挑戦したからこそ議員になれるのです。町のため、市のためになろうと。そして、この議会で否決しても、何本か経費を絞って上程していただければ、今度は私も賛成をいたします。そして、4月1日までにはまだ時間があるのです。そして、1市5町が……

(「4町」と言う人あり)

15番(神田 武議員) 4町が10万の住民のために統合してみんなで仲よく水道料金が上がらないようにと、非常にすばらしい構想のもとに、久喜管理者さんのもとにこうした器をつくっていただいたのです。だから、5年後にはこの器に秩父市民が現在払っている料金より安い果実を盛ることが私たちに課せられた使命だと私は思うのです。統合前に、秩父市のお話を聞くと、水道料金がどんどん減り、そしてまた老朽化した施設を更新するには35%の料金を上げないとしないと、こういうことで現在は17.5上げたそうですが、この老朽化した設備等を更新するために、国から約33%の補助金がもらえるわけです。そして、統合して経費の節減を図れば、現在の秩父市の水道料金より下げられる可能性があるかと、私はこのように思っているのです。だから、この議会前にもいろんな資料をいただきたいとお願いをしたのですが、いただけませんから、ただアバウトの夢のようなお話をした感もあるわけですが、そして何より大事なことは、統合をやってから経費の節減をだんだんやっていくとか、統合をやってからだんだん考えると、こんなことで達成ができるわけないのです。私も小学校のこんな小さいときに、学校の先生から教わった言葉をよく覚えています。あした頑張ろう、あした頑張ろうではだめなので、きょう一生懸命頑張って勉強してください。あすなろうではだめだと。だから、あしたからではだめなのです。きょうの今なのです。ぜひ秩父郡市の10万人の人のために反対を心からお願いいたしまして、反対討論とさせていただきます。

議長(小菅高信議員) 賛成の討論をされる方はございますか。

8番、荒船議員。

(8番 荒船 功議員登壇)

8番(荒船 功議員) 落合水道広域化調査特別委員長報告に賛成の立場で討論に参加をいたします。

平成27年2月に発行されました秩父地域水道事業広域化基本構想基本計画の施設の更新事業は、1市4町それぞれの今後50年間の更新費用を合わせると法定基準年数に基づいた更新ベースで総更新額は1,751億円と試算されています。また、先進事業者では法定耐用年数の1.48倍で更新していることから、法定耐用年数の1.5倍と設定すると、総更新額は1,036億円、内訳は管路47.5%、電気31.3%、機械12.7%などとなっています。これらに国の補助金を受けられると説明を受けています。秩父地域水道事業の広域化は、施設の統廃合等スケールメリットを生かした事業運営、国からの補助金を活用した施設や管路の改修、そして最終的には早い段階での県営水道への統合であります。

何とぞ委員長報告に賛同いただきますようお願いを申し上げまして、討論を終わります。

議長（小菅高信議員） ほかに討論をされる方はございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小菅高信議員） 起立多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小菅高信議員） 起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小菅高信議員） 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小菅高信議員） 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小菅高信議員） 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小菅高信議員） 起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長（小菅高信議員） 起立多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、お諮りいたします。水道広域化調査特別委員会においては、委員長報告のとおりこれをもって終了することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長（小菅高信議員） 起立総員であります。

よって、水道広域化調査特別委員会はこれをもって終了することに決しました。

○閉会の宣告

議長（小菅高信議員） 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして秩父広域市町村圏組合定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時06分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年3月23日

議 長 小 菅 高 信

署名議員 高 野 宏

署名議員 小 櫃 市 郎

署名議員 荒 船 功